

大月市 第3次障害者福祉計画 (素案)

【平成 25 年度～平成 34 年度】

大 月 市
平成 25 年 3 月

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
(1) 計画策定の趣旨.....	1
(2) 計画の性格・位置づけ.....	2
(3) 計画の対象者.....	3
(4) 計画の期間.....	3
第2章 障害者を取り巻く現状と課題.....	4
(1) 統計データからみた障害のある人の現状と課題.....	4
(2) アンケート調査からみた障害のある人の現状と課題.....	13
第3章 計画の基本的な考え方.....	31
(1) 計画の基本理念.....	31
(2) 計画の基本目標.....	32
(3) 施策の体系.....	33
第4章 基本計画.....	36
基本目標Ⅰ 思いやりあふれる暮らしやすい共生のまちづくり.....	36
1 共に生きる（共生）社会の理解を深めるために.....	36
2 安心して暮らせる生活環境をつくるために.....	38
基本目標Ⅱ すべての人が安心してうるおいある生活ができるまちづくり.....	40
1 住み慣れた地域で豊かな生活を支えるために.....	40
2 住み慣れた地域で健やかに安心できる生活を支えるために.....	43
基本目標Ⅲ だれもが自分らしくいきいきと活動できるまちづくり.....	45
1 1人ひとりに応じた保育・教育を進めるために.....	45
2 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために.....	47
第5章 計画の推進に向けて.....	49
(1) 計画の推進体制.....	49
(2) 計画の達成状況の点検及び評価.....	49
資料編.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

第 1 章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障害のある人の増加や障害程度の重度化・重複化の傾向がみられます。さらに近年、発達障害や高次脳機能障害などが、新たな障害として位置づけられるようになり、障害の種類も複雑かつ広範に至っています。

また、家族関係や地域社会が大きく変化し、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障害のある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

障害のある人に関する法律や制度は、ここ 10 年ほどで大きな変化を遂げています。平成 15 年には、“措置制度”から“支援費制度”へと移行したことにより、それまで県や市町村が決定していたサービスやサービス提供事業者を、障害のある人自身が選択することができるようになりました。これにより、障害のある人一人ひとりのニーズにあったサービスを提供できるようになりました。

ただし、“支援費制度”においても、障害の種別によって利用できるサービスが違ったり、自治体によって格差がでたりするなど、障害のある人一人ひとりに適したサービスを提供する上で、新たな課題がみえてきました。そのため、平成 18 年には『障害者自立支援法』が施行され、障害の種別に関わらず、共通したサービス体系が利用できる体制へと一元化されました。

しかし、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な居住系サービスが未だに不十分であったり、生活に不可欠な所得に関する問題が解決していなかったりするなど、『障害者自立支援法』でも対応できない課題が顕著に現れてきました。

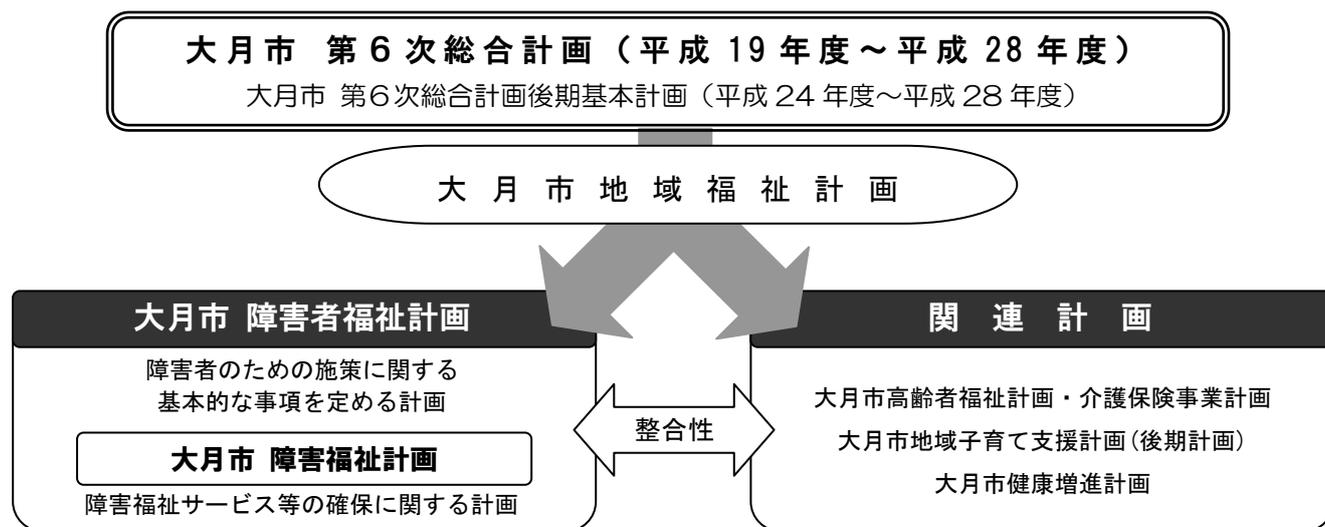
この課題に対応するべく、国は、平成 25 年 4 月から『障害者自立支援法』を『障害者総合支援法』とするとともに、障害者の定義に難病等を追加し、平成 26 年 4 月 1 日から、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などを行うこととしました。

本市では、「大月市 第 2 次障害者福祉計画」を策定し、障害者の一人ひとりにあったサービスを提供し、障害者が自立した生活を送れるよう支援してきました。今回は、現行計画の進捗を確認し、新たなる課題に取り組むべく、変化し続ける制度や世情に対応する次期計画として「大月市 第 3 次障害者福祉計画（平成 25 年度～平成 34 年度）」を策定することとしました。

(2) 計画の性格・位置づけ

「大月市 障害者福祉計画」は、『障害者基本法』第11条第3項の規定による市町村障害者計画であり、今後、大月市が進めていく障害者施策の基本方向や目標を総合的に定めた計画で、全市民への障害理解、障害のある人に対する広報、生活環境、防災・防犯、福祉、保健、医療、教育、雇用就業などの関連施策を体系的に示し、本市の実情に見合った計画的かつ効果的な障害のある人に関する施策の方向性を示すものです。

また、「大月市第6次総合計画」を上位計画とし、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をはじめする福祉分野における他の個別計画の関連分野における施策との連携を図りながら推進します。



	大月市 第3次障害者福祉計画	大月市 第3期障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者自立支援法 第88条 (障害者総合支援法)
位置づけ	障害者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の確保に関する計画
計画の内容	<p>【基本テーマ】 ともに生きる喜びを共有できるまち・おおつき</p> <p>【基本目標】</p> <p>① 思いやりあふれる暮らしやすい共生のまちづくり</p> <p>② すべての人が安心してうるおいある生活ができるまちづくり</p> <p>③ だれもが自分らしくいきいきと活動できるまちづくり</p> <p>* 基本目標別に体系化し、“主要施策”を記載</p>	<p>【基本理念】</p> <p>① 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重</p> <p>② 障害福祉サービスの仕組みの統一と3障害の制度の一元化</p> <p>③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備</p> <p>【基本的な視点】</p> <p>① 希望する障害者に必要なサービスを保障</p> <p>② グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を促進</p> <p>③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進</p> <p>* サービス別に、3年ごとの見込み量と確保のための方策を記載</p>

(3) 計画の対象者

「障害者」とは、平成 23 年 8 月に改正公布された『障害者基本法』第 2 条に、“身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの”と定義されています。

本計画では、障害者基本法に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者などで日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象とします。

(4) 計画の期間

「大月市 第 3 次 障害者福祉計画」は、平成 25 年度～平成 34 年度を計画期間とします。ただし、制度改正や社会情勢等、障害者を取り巻く環境の変化に伴い、必要に応じた見直しを行うものとします。

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
大月市第 2 次障害者福祉計画 (平成 15 年度～平成 24 年度)				大月市 第 3 次障害者福祉計画 (平成 25 年度～平成 34 年度)				
大月市第 2 期障害福祉計画 (平成 21 年度～平成 23 年度)			大月市第 3 期障害福祉計画 (平成 24 年度～平成 26 年度)			大月市第 4 期障害福祉計画 (平成 27 年度～平成 29 年度)		
障害者自立支援法に伴う 新サービス体系への移行期間				新サービス体系				

第2章 障害者を取り巻く現状と課題

(1) 統計データからみた障害のある人の現状と課題

■ 各手帳の交付状況

大月市の人口総数に対する障害者比率は、平成19年度以降わずかながらも高くなる傾向にあり、平成23年度においては全体の6.18%にあたる1,725人が手帳を交付されています。内訳は、身体障害者手帳所持者が1,254人(72.7%)、療育手帳所持者が258人(15.0%)、精神障害者保健福祉手帳所持者が213人(12.3%)となっています。

人口総数及び各手帳の交付数は、平成19年度と比較すると、人口総数は減少しているのに対し、各手帳の交付数はいずれも増加しています。中でも、精神障害者保健福祉手帳の交付数は、平成19年度の約1.3倍となっています。

障害者比率は年々0.2ポイント前後の増加と、増加幅は大きくはないものの、高齢化がさらに進展するにつれ、今後も高くなっていくと想定されます。

図1-1 人口総数に対する障害者比率の推移

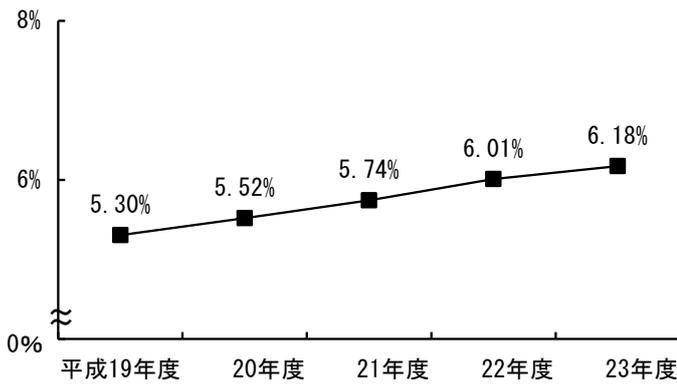


図1-2 人口総数及び各手帳交付数の比較 (対平成19年度)

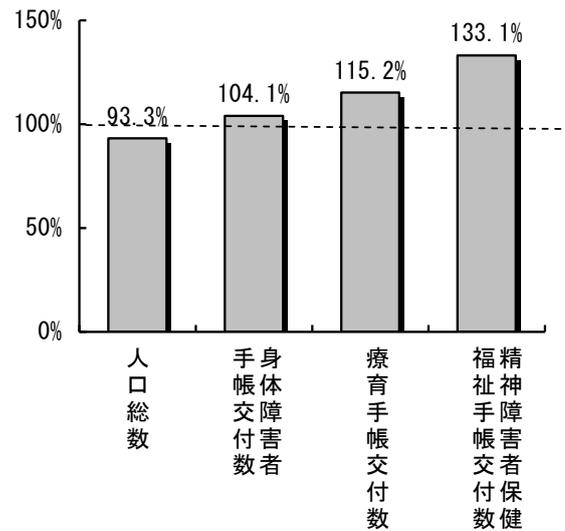


表1-1 人口および身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	平成19年度との比較
人口総数 (人)	29,956	29,494	28,895	28,326	27,934	93.3%
身体障害者手帳数 (件)	1,205	1,223	1,227	1,249	1,254	104.1%
人口総数に対する比率	4.02%	4.15%	4.25%	4.41%	4.49%	—
療育手帳数 (件)	224	235	247	254	258	115.2%
人口総数に対する比率	0.75%	0.80%	0.85%	0.90%	0.92%	—
精神障害者保健福祉手帳数(件)	160	170	186	200	213	133.1%
人口総数に対する比率	0.53%	0.58%	0.64%	0.71%	0.76%	—
障害者総数(件)	1,589	1,628	1,660	1,703	1,725	108.6%
人口総数に対する比率	5.30%	5.52%	5.74%	6.01%	6.18%	—

資料:福祉課(年度末現在)

■ 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳交付数は、平成19年度より49人増加の1,254人となっており、増加傾向にあります。

障害種別構成比は、「肢体不自由」が48.3%、「内部障害」が35.3%と、この2種類の障害で全体の8割以上を占めています。構成比はほぼ横ばいですが、「内部障害」は年々微増傾向にあります。

障害種別 身体障害者手帳の交付状況は、平成19年度より「視覚障害」は14人減少、「聴覚平衡機能障害」、「音声言語そしゃく機能障害」、「肢体不自由」はほぼ横ばい、「内部障害」は55人増加となっています。

図2-1 障害種別 構成比の推移

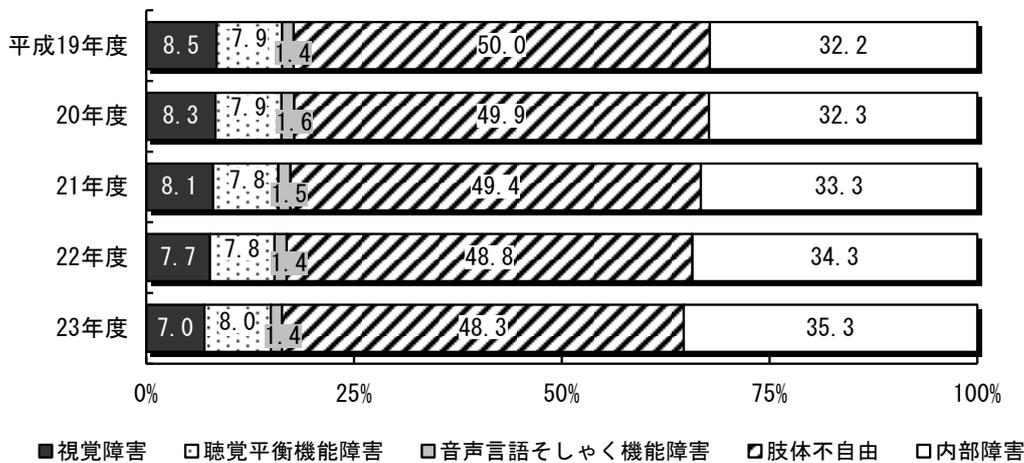


表2-1 障害種別 身体障害者手帳の交付状況

(人)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
視覚障害	102	102	99	96	88
聴覚平衡機能障害	95	97	96	97	100
音声言語そしゃく機能障害	17	19	18	18	17
肢体不自由	603	610	606	610	606
内部障害	388	395	408	428	443
計	1,205	1,223	1,227	1,249	1,254

資料：福祉課(年度末現在)

等級別 構成比は、「1級」(34.6%)と「2級」(15.9%)で約半数を占めています。構成比は、どの等級においてもほぼ横ばい傾向にあります。

等級別 身体障害者手帳の交付状況は、平成19年度より「4級」が40人増加しています。

図2-2 等級別 構成比の推移

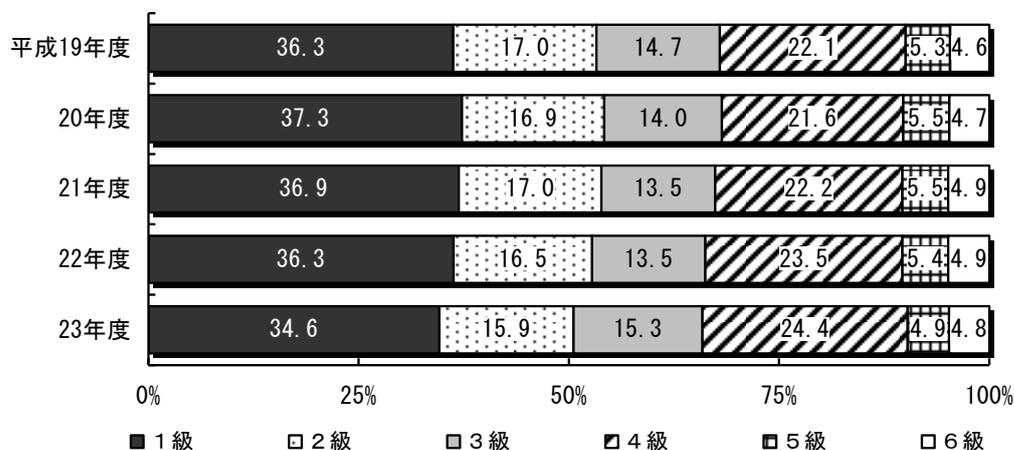


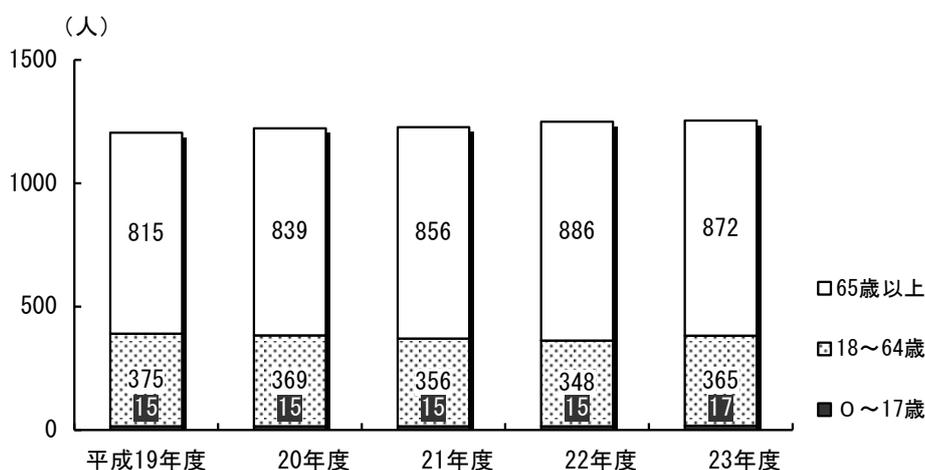
表2-2 等級別 身体障害者手帳の交付状況

(人)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1級	437	456	453	453	434
2級	205	207	208	206	200
3級	177	171	166	168	192
4級	266	264	273	293	306
5級	64	67	67	68	62
6級	56	58	60	61	60
計	1,205	1,223	1,227	1,249	1,254

資料:福祉課(年度末現在)

年齢層別 身体障害者手帳所持者数は、平成22年までは増加傾向にあった「65歳以上」が減少し、逆に減少傾向にあった「18~64歳」が増加しています。しかし、平成19年度と比較した時に最も増加幅が大きいのは、「65歳以上」の57人となっています。

図2-3 年齢層別 身体障害者手帳所持者数の推移



■ 療育手帳所持者の状況

療育手帳交付数は、平成19年度より34人増加の258人となっており、増加傾向にあります。

程度別療育手帳交付状況は、「A（最重度・重度）」が136人、「B（中度・軽度）」が122人と、やや「A」が多いものの、ほぼ半数ずつとなっています。平成19年度より「A」は20人増加、「B」は14人増加しており、ともに増加しています。「A」は年々増加傾向、「B」は前年度より4人減少となっています。

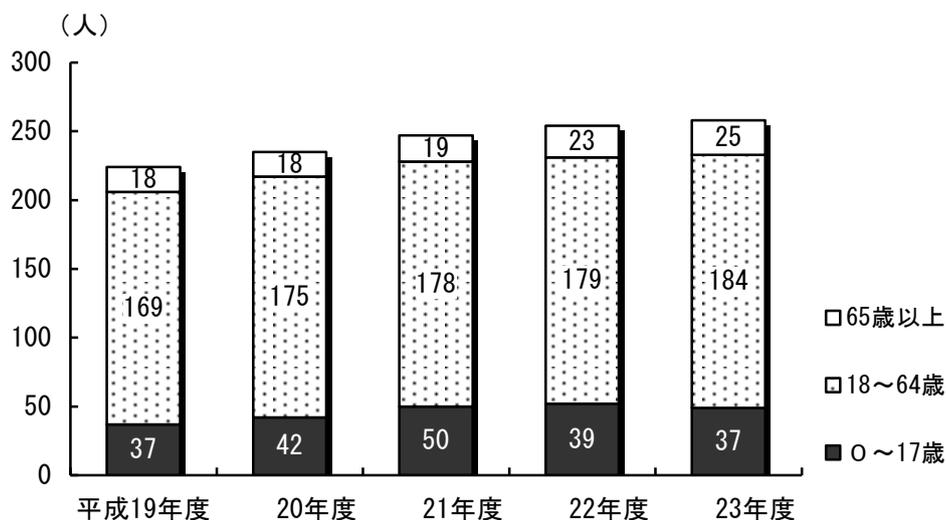
表3-1 程度別療育手帳交付状況

(人)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
A(最重度・重度)	116	124	127	128	136
B(中度・軽度)	108	111	120	126	122
計	224	235	247	254	258

資料:福祉課(年度末現在)

年齢層別療育手帳所持者数は、「0～17歳」が37人、「18～64歳」が184人、「65歳以上」が25人となっており、約7割が「18～64歳」となっています。平成19年度と比較すると、「0～17歳」は横ばい、「18～64歳」は15人増加、「65歳以上」は7人増加となっており、「18～64歳」の増加が目立ちます。「0～17歳」は、平成21年度に50人と多くなったものの、その後は減少傾向にあります。

図3-1 年齢層別療育手帳所持者数の推移



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成19年度より53人増加の213人となっており、増加傾向にあります。

等級別 精神障害者保健福祉手帳交付状況は、「1級」が48人、「2級」が140人、「3級」が25人と、6割以上を「2級」が占めています。平成19年度と比較すると、「1級」は横ばい、「2級」は50人増加、「3級」は3人増加しており、「2級」の増加幅が大きくなっています。

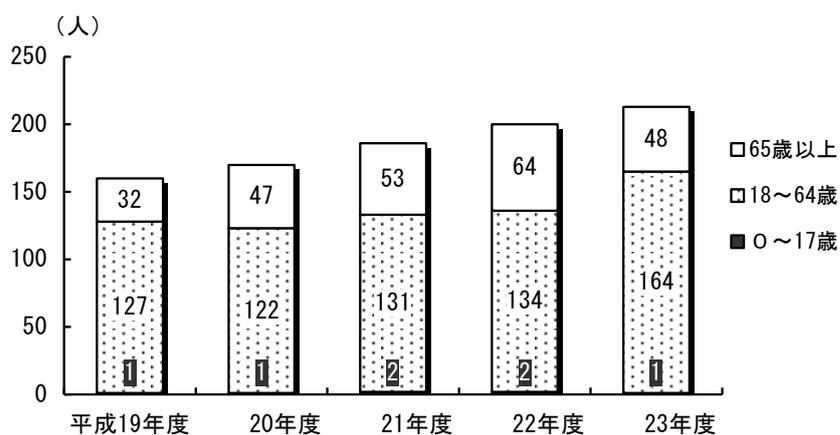
表4-1 等級別 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(人)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1級	48	46	46	45	48
2級	90	105	120	133	140
3級	22	19	20	22	25
計	160	170	186	200	213

資料:福祉課(年度末現在)

年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「0～17歳」が1人、「18～64歳」が164人、「65歳以上」が48人となっており、7割以上が「18～64歳」となっています。平成19年度より「0～17歳」は横ばい、「18～64歳」は37人増加、「65歳以上」は16人増加となっています。「18～64歳」の増加幅は、平成19年以降最も大きく、前年度とより30人の増加となっています。

図4-1 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■ 就園・就学・就労の状況

保育所の在籍児数は、公立・私立を合わせ 284 人となっており、平成 20 年度より 92 人減少しています。保育所の在籍障害者数は、平成 21 年度以降、公立・私立を合わせ 2～3 人で推移しています。また、加配保育士については、障害のある児童数に合わせて配属されています。

表 5-1 保育所における障害児の在籍状況

(人)		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
在籍児数	3歳未満	32 (63)	37 (67)	1 (10)	31 (64)	21 (46)
	3歳	34 (52)	28 (52)	68 (40)	29 (41)	35 (33)
	4歳以上	88 (107)	86 (117)	64 (116)	69 (104)	70 (79)
	計	154 (222)	151 (236)	133 (166)	129 (209)	126 (158)
在籍障害児数	3歳未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	3歳	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)
	4歳以上	0 (0)	2 (0)	0 (2)	0 (2)	1 (0)
	計	0 (0)	2 (0)	0 (2)	1 (2)	2 (0)
加配保育士数	3歳未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	3歳	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)
	4歳以上	0 (0)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	1 (0)
	計	0 (0)	1 (0)	0 (2)	1 (2)	2 (0)

* 左側の数字は公立保育園(初狩・富浜・瀬戸)の3園
()内は私立保育園(真木・大月・ふたば)の3園

資料:福祉課(各年度5月1日現在)

幼稚園の在籍児数は、163 人となっており、平成 20 年度より 31 人減少しています。幼稚園の在籍障害者数は、0～1 人で推移しています。加配保育士は、平成 20 年度以降配属されていません。

表 5-2 幼稚園における障害児の在籍状況

(人)		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
在籍児数	4歳	99	74	84	87	76
	5歳	95	104	75	91	87
	計	194	178	159	178	163
在籍障害児数	4歳	1	0	0	1	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	1	0
加配教諭数	4歳	0	0	0	0	0
	5歳	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

小学校における特別支援学級の状況は、児童数が16人となっています。平成20年度以降16人～25人で推移していますが、平成24年度は平成20年度以降最も少なくなっています。設置校数・学級数は、ともに減少傾向にあります。

中学校における特別支援学級の状況は、生徒数が10人となっています。平成21年度以降10人を下回っていましたが、前年度より3人増加しました。設置校数は前年度より1校増加の4校、学級数は平成20年度以降最も多い5級となっています。

表5-3 特別支援学級の状況（小学校）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
設置校数（校）	9	9	7	6	6
学級数（級）	11	11	9	8	7
児童数（人）	18	21	25	22	16

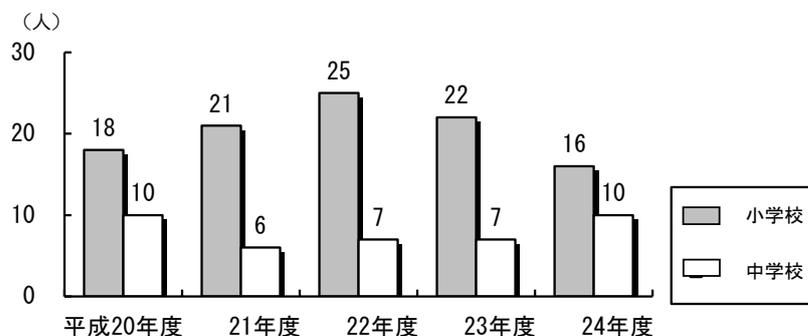
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

表5-4 特別支援学級の状況（中学校）

	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
設置校数（校）	2	3	4	3	4
学級数（級）	3	3	4	3	5
生徒数（人）	10	6	7	7	10

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

図5-1 特別支援学級における生徒数の推移



通常学級において一部特別な対応を要する通級指導教室の児童数は、38人と平成20年度以降最も多かった平成21年度と同数になっています。平成20年度以降、34～38人で推移しています。

表5-5 通級指導教室の状況（小学校）

(人)	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
児童数	34	38	37	35	38

資料:学校教育課(各年度5月1日現在)

県立やまびこ支援学校または他の支援学校に入学した児童・生徒数は、15人となっており、平成20年度以降最も多くなっています。その内、中学部への入学が8人と多くなっています。

表5-6 支援学校の入学者状況

(人)	平成20年度		21年度		22年度		23年度		24年度	
	やまびこ支援学校	他の支援学校								
幼稚部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小学部	3	0	0	1	3	0	0	0	3	0
中学部	5	0	3	0	3	0	1	0	5	3
高等部	4	1	5	2	2	0	6	0	4	0
計	12	1	8	3	8	0	7	0	12	3
合計	13		11		8		7		15	

資料:県立支援学校(各年度 大月市入学者数)

県立やまびこ支援学校在学中の児童・生徒数は、36人となっており、平成20年度以降最も多くなっています。

表5-7 県立やまびこ支援学校の在学者状況

		(人)	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
県立 やまびこ 支援学校	幼稚部		—	—	—	—	—
	小学部		7	6	10	10	12
	中学部		11	10	11	6	9
	高等部		9	11	13	13	15
	計		27	27	34	29	36

資料:県立やまびこ支援学校(各年度5月1日現在 大月市在学者数)

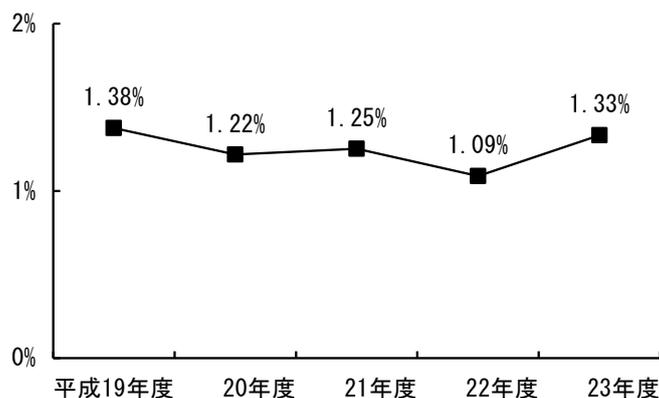
市職員の障害者雇用状況は、職員全体の人数は減少傾向にあるものの、障害者雇用人数は6人と、ほぼ横ばいで推移しています。雇用率は、1.33%と平成19年度以降2番目に高い割合となっています。

表5-8 市職員の障害者雇用状況

	算定基礎 労働者数(人)	障害者雇用人数(人)		雇用率(%)
		身体障害者	知的障害者	
平成19年度	509	7	0	1.38%
20年度	493	6	0	1.22%
21年度	479	6	0	1.25%
22年度	459	5	0	1.09%
23年度	450	6	0	1.33%

資料:秘書広報課(年度末)

図5-2 市の職員における障害者雇用率の推移



ハローワークにおける障害のある人の求人状況(平成24年4月)は、就職件数が身体障害者の1件にとどまっています。また、現在就職中の人は身体障害者が40人、知的障害者が34人、精神障害者が9人で、合計83人となっています。

表5-9 障害のある人の求人状況

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
新規求職申込数	2	0	2
就職件数	1	0	0
新規登録者数	1	0	2
有効求職者数	60	21	47
就職中の者	40	34	9
保留中の者	5	1	2

資料:ハローワーク大月(H24.4.1~4.30)

(2) アンケート調査からみた障害のある人の現状と課題

障害のある人の実情や課題、今後の意向を把握し、障害のある人の意見を本計画に反映させることを目的に、以下の要領でアンケート調査を行いました。

【調査対象】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
全員 1,523 人

【調査の種類】 3 障害共通の調査票

【調査の方法】 郵送配布・郵送回収

【調査期間】 平成 24 年 8 月 1 日～8 月 16 日

【回収状況】 回収数・・・834 サンプル 有効回収数・・・818 サンプル
有効回収率・・・53.7%

■ 調査結果を見る際の注意事項 ■

- ・ 比率はすべて百分比で表記し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。
このため、百分比の合計が 100%にならないことがあります。
- ・ 基数となるべき調査数は、Nと表示しており、回答比率はこれを 100%として算出しています。
- ・ 調査結果は、障害のある人を取り巻く課題や障害のある人の意向に関する設問を中心に抜粋で掲載しています。

1 回答者の属性

■ 障害種別ごとの等級 ■

- アンケート回答者の各障害の等級・程度割合は、実際の等級・程度割合と比べて、大きな差異はみられません。

身体障害者の等級

合計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
634人	213人	132人	100人	137人	31人	21人
100.0%	33.6%	20.8%	15.8%	21.6%	4.9%	3.3%

知的障害者の程度

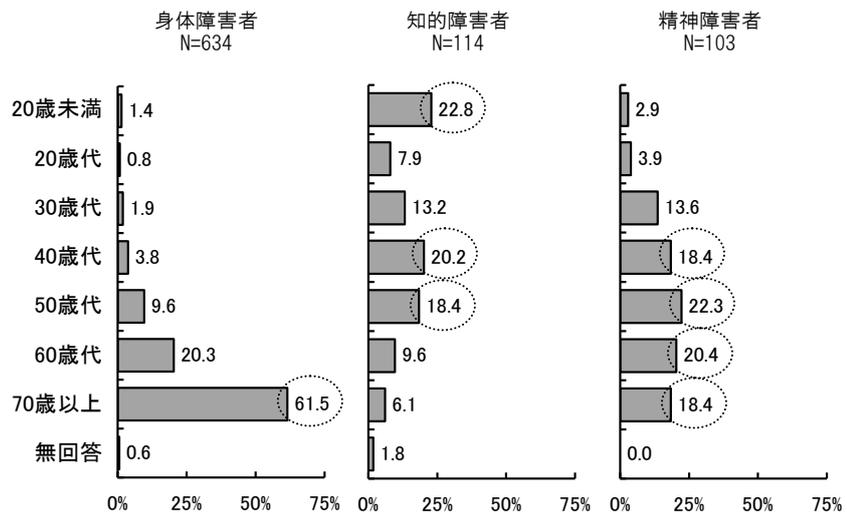
合計	A判定	B判定
114人	65人	49人
100.0%	57.0%	43.0%

精神障害者の等級

合計	1級	2級	3級
103人	18人	67人	18人
100.0%	17.5%	65.0%	17.5%

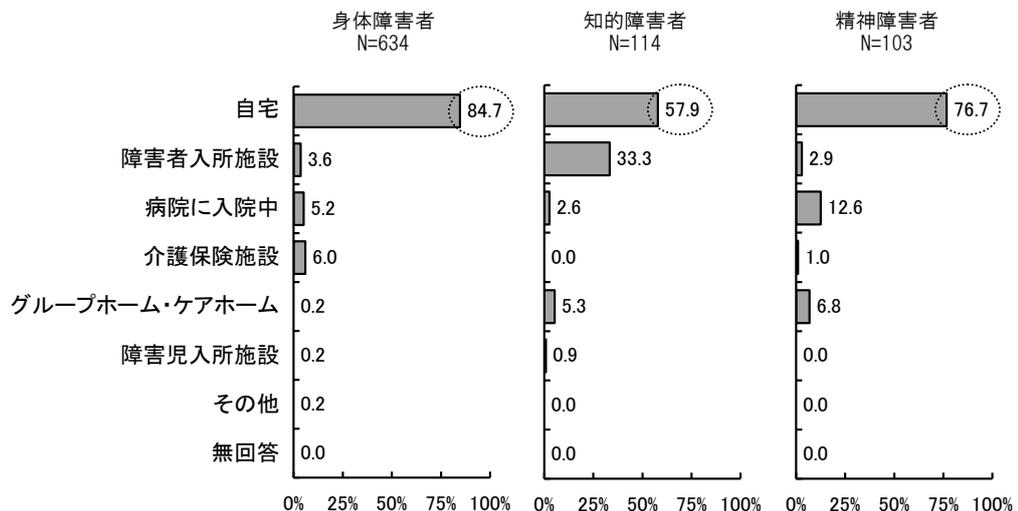
■ 年齢構成 ■

- 身体障害者において「70歳以上」が多いなど、障害によって特徴が出ています。



■ 居住場所 ■

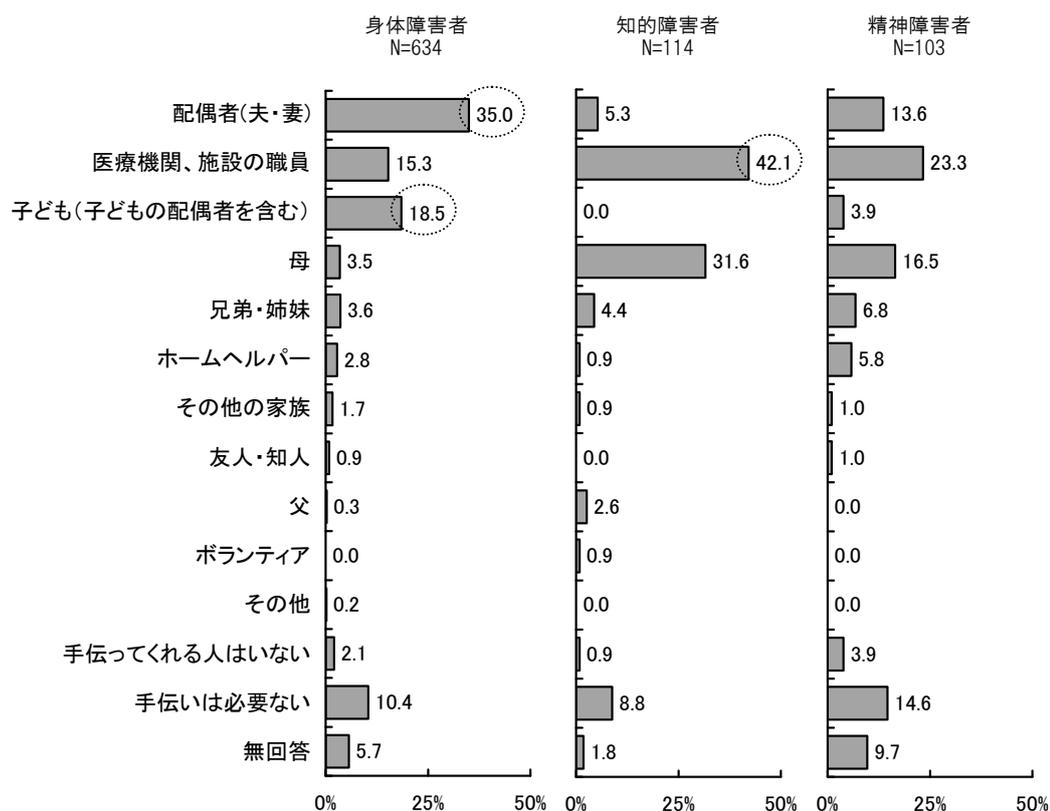
- 知的障害者において「障害者入所施設」で生活している人が約3割を占めていますが、全体的には「自宅」で生活している人が多くなっています。



2 介助・介護者について

■ 介助・介護者 ■

- 身体障害者において「配偶者」が介助・介護者であることが多く、障害者自身が高齢者であることを踏まえると、高齢者が高齢者を介護する状態（老々介護）になっていることがうかがえます。また、「配偶者」や「子ども」が介助・介護者であるという回答は半数を超えています。
- 知的障害者は施設に入所している割合が高いことから、「医療機関、福祉施設の職員」が4割を超えて多くなっています。
- 精神障害者において「医療機関、福祉施設の職員」が2割を超えて多く、次いで「母」、「配偶者」となっています。また、「手伝いは必要ない」は、1割を超えています。



課題

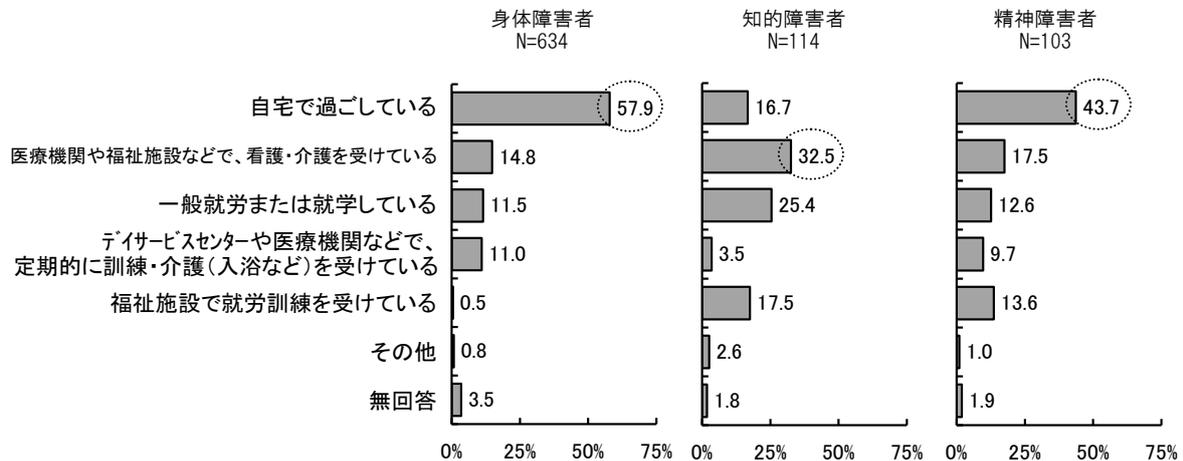
身体障害者を主に「配偶者」や「子ども」が介助・介護している現状や、知的障害者や精神障害者においても家族による介助・介護が多いことを踏まえ、在宅介護支援のさらなる充実が求められています。

また、介助・介護が必要であるにもかかわらず「手伝ってくれる人はいない」との回答もあり、利用できるサービスの周知など、介助・介護を必要としている人がサービスを受けられる環境づくりも必要です。

3 日中の過ごし方（就労・就学状況等）について

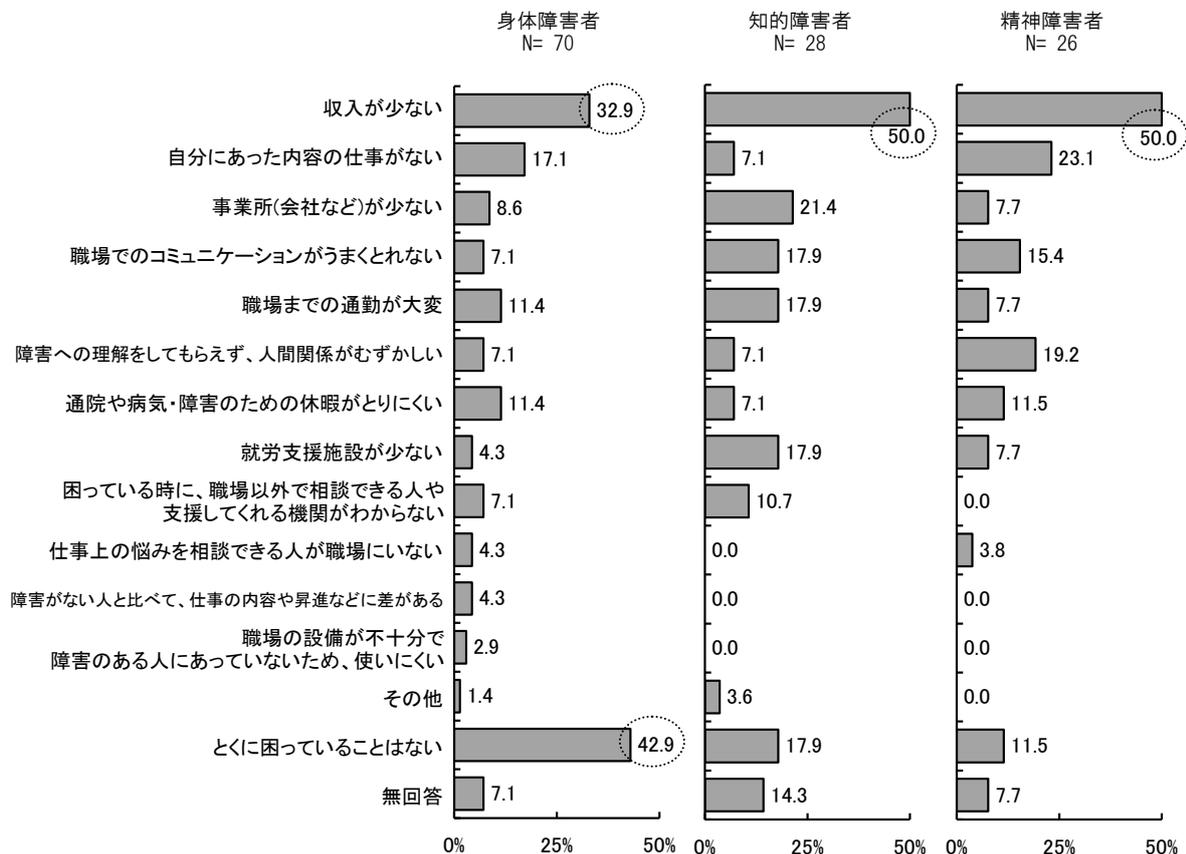
■ 普段の過ごし方 ■

- 身体障害者、精神障害者において「自宅で過ごしている」が最も多いのに対し、知的障害者では「医療機関や福祉施設などで、看護・介護を受けている」が最も多く、「自宅で過ごしている」は第4位となっています。



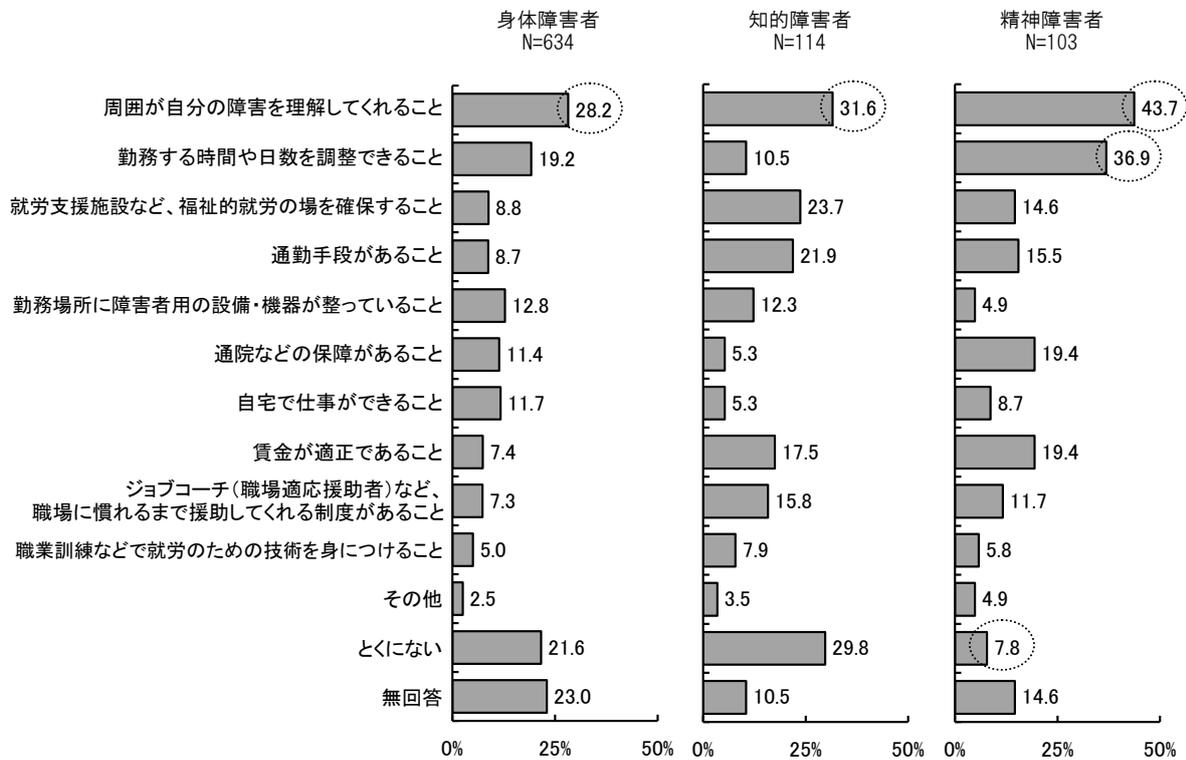
■ 就労に関して悩んでいること・困っていること（就労者のみ） ■

- どの障害においても、就労に関して悩んでいることについては「収入が少ない」が最も多くなっていますが、身体障害者においては「とくに困っていることはない」が4割を超えています。



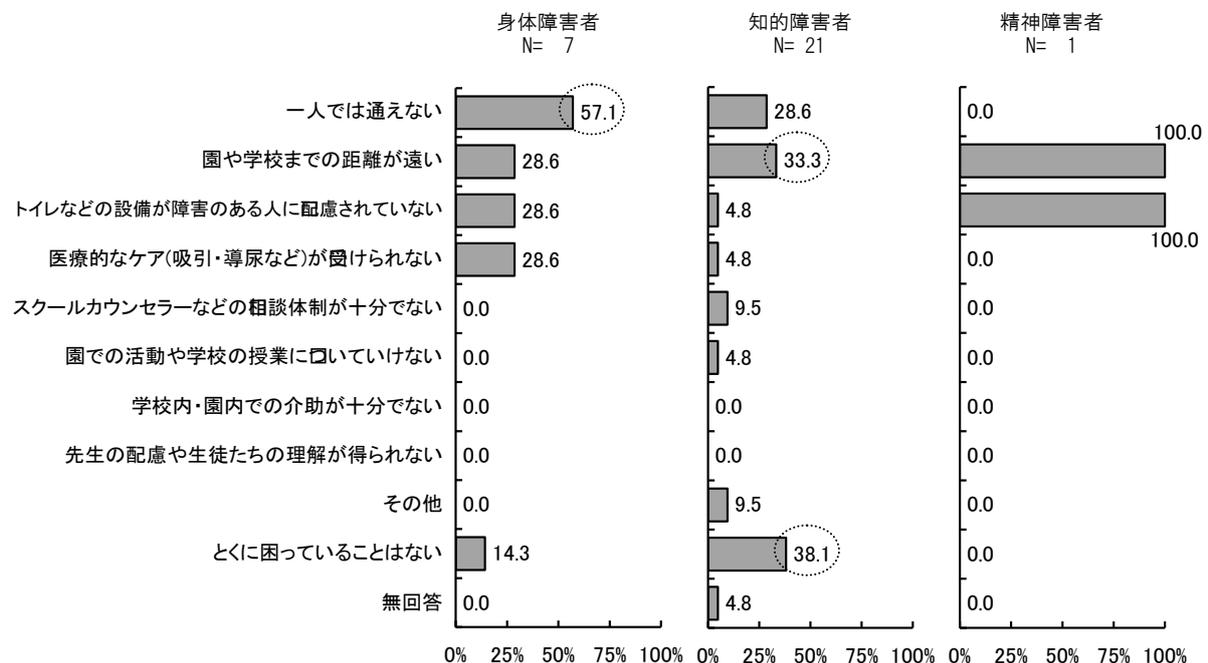
■ 障害のある人が働くために必要と思われる環境 ■

- どの障害においても、「周囲が自分の障害を理解してくれること」が最も多く、中でも精神障害者においては4割を超えています。
- 精神障害者において「とくにない」が1割未満で少なく、障害のある人が働くために必要と思われる環境を回答している人が他の障害よりも多くなっています。特に、「勤務する時間や日数を調整できること」は、他の障害よりも15ポイント以上多くなっています。



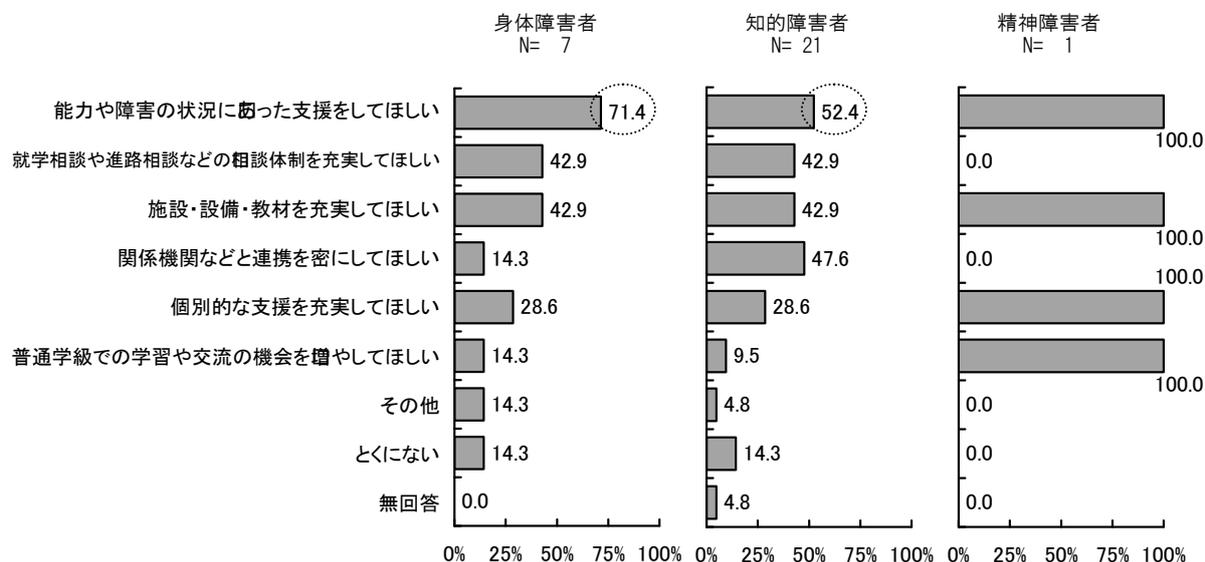
■ 通園・通学に関して困っていること（通園・通学者のみ） ■

- サンプル数は少ないものの、身体障害者において「一人では通えない」、知的障害者において「園や学校までの距離が遠い」が最も多くなっています。



■ 通園・通学先に望むこと（通園・通学者のみ） ■

- サンプル数は少ないものの、身体障害者、知的障害者ともに「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が最も多くなっています。身体障害者において「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が7割を超え主要要望となっていますが、知的障害者は上位4項目が4割以上と要望自体が多岐にわたっています。



課題

普段「自宅で過ごしている」人が多く、イベントや各種の行事は、社会参加を促進する一つの手段といえます。そのため、イベント等においては、障害の種類や程度にあったもので、開催日時や開催場所、参加方法などのわかりやすい周知を目指し、参加者に対しては会場までの交通手段の確保も参加率上昇のために必要と考えられます。

就労に関する悩みとして「収入が少ない」が多く挙げられていることから、障害のある人の工賃増額への取り組みや所得保障などが課題といえます。また、障害のある人が働くために必要と思われる環境としては「周囲が自分の障害を理解してくれること」が第1位に挙がっており、雇用する側が障害のある人について理解を深め、障害の状況に合わせた対応が求められています。

通園・通学に関して困っていることとして「一人では通えない」、「園や学校までの距離が遠い」といった移動に関しての項目が上位に挙がっており、スクールバスなどの交通手段の確保などが求められています。また、通園・通学先に望むこととして「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」が第1位となっており、就労と同様、受け入れる側が障害のある児童・生徒の状態について把握し、一人ひとりにあった支援をするといった細かなケアが必要とされています。

4 今後の生活について

■ 今後の生活の場 ■

- どの障害においても、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が最も多くなっています。
- 現在、自宅で生活している人は、「自宅で家族や親族と暮らしたい」が多くなっているものの、中にはグループホームや医療機関、福祉施設での生活を希望する人もいます。また、現在、施設入所している人でも「自宅で家族や親族と暮らしたい」とする人もいれば、グループホームや医療機関、福祉施設での生活の継続を希望する人もいます。

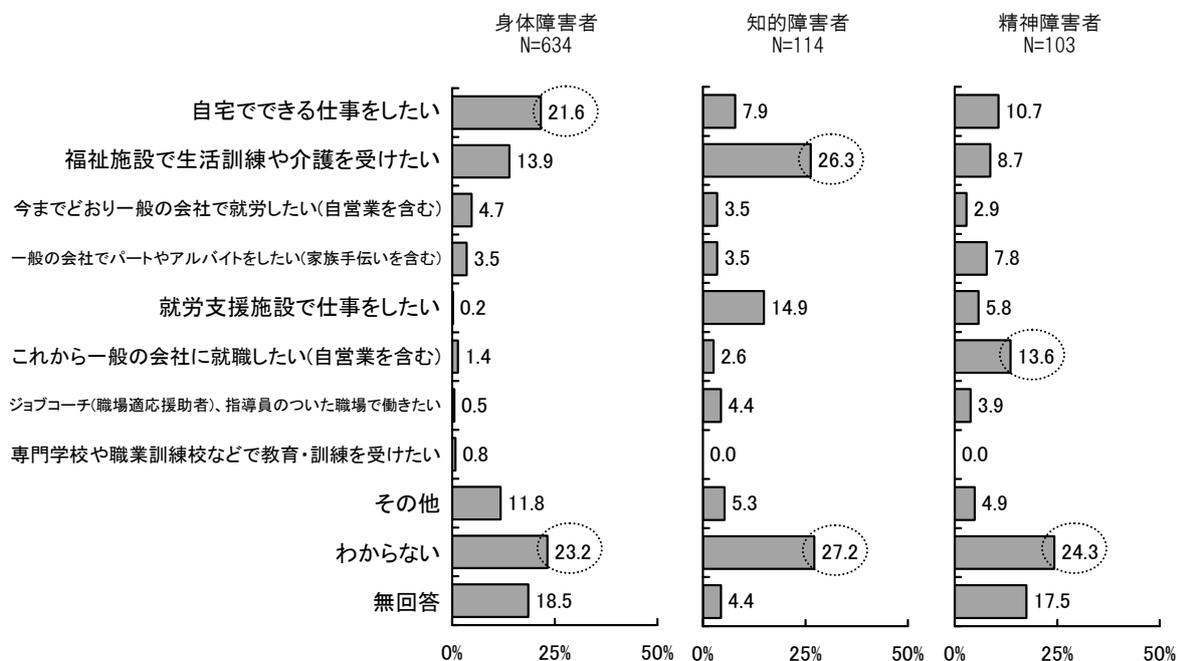
【身体障害者】	調査数	希望する今後の住まい							
		一人で暮らしたい	自宅で家族や親族と暮らしたい	グループホームやケアホームで暮らしたい	医療機関や福祉施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答	
全体	634 100.0	39 6.2	360 56.8	16 2.5	80 12.6	9 1.4	85 13.4	45 7.1	
現在の住まいの場	自宅	537 100.0	38 7.1	345 64.2	16 3.0	16 3.0	7 1.3	74 13.8	41 7.6
	病院に入院中	33 100.0	1 3.0	12 36.4	0 0.0	9 27.3	1 3.0	7 21.2	3 9.1
	障害者入所施設	23 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	20 87.0	0 0.0	3 13.0	0 0.0
	グループホーム・ケアホーム	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0
	障害児入所施設	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	介護保険施設	38 100.0	0 0.0	3 7.9	0 0.0	33 86.8	1 2.6	0 0.0	1 2.6
	その他	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【知的障害者】	調査数	希望する今後の住まい							
		一人で暮らしたい	自宅で家族や親族と暮らしたい	グループホームやケアホームで暮らしたい	医療機関や福祉施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答	
全体	114 100.0	4 3.5	41 36.0	12 10.5	32 28.1	1 0.9	19 16.7	5 4.4	
現在の住まいの場	自宅	66 100.0	1 1.5	36 54.5	6 9.1	4 6.1	1 1.5	13 19.7	5 7.6
	病院に入院中	3 100.0	1 33.3	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	障害者入所施設	38 100.0	0 0.0	5 13.2	2 5.3	25 65.8	0 0.0	6 15.8	0 0.0
	グループホーム・ケアホーム	6 100.0	2 33.3	0 0.0	4 66.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	障害児入所施設	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	介護保険施設	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

【精神障害者】	調査数	希望する今後の住まい							
		一人で暮らしたい	自宅で家族や親族と暮らしたい	グループホームやケアホームで暮らしたい	医療機関や福祉施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答	
全体	103 100.0	11 10.7	43 41.7	8 7.8	7 6.8	2 1.9	22 21.4	10 9.7	
現在の住まいの場	自宅	79 100.0	9 11.4	40 50.6	5 6.3	2 2.5	2 2.5	14 17.7	7 8.9
	病院に入院中	13 100.0	0 0.0	3 23.1	0 0.0	2 15.4	0 0.0	6 46.2	2 15.4
	障害者入所施設	3 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 66.7	0 0.0	0 0.0	1 33.3
	グループホーム・ケアホーム	7 100.0	2 28.6	0 0.0	3 42.9	0 0.0	0 0.0	2 28.6	0 0.0
	障害児入所施設	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	介護保険施設	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	その他	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

■ 今後の日中の過ごし方 ■

- どの障害においても、「わからない」が最も多くなっていますが、希望する具体的な過ごし方としては、身体障害者において「自宅でできる仕事をしたい」、知的障害者において「福祉施設で生活訓練や介護を受けたい」、精神障害者において「これから一般に会社に就職したい（自営業含む）」が多くなっています。



課題

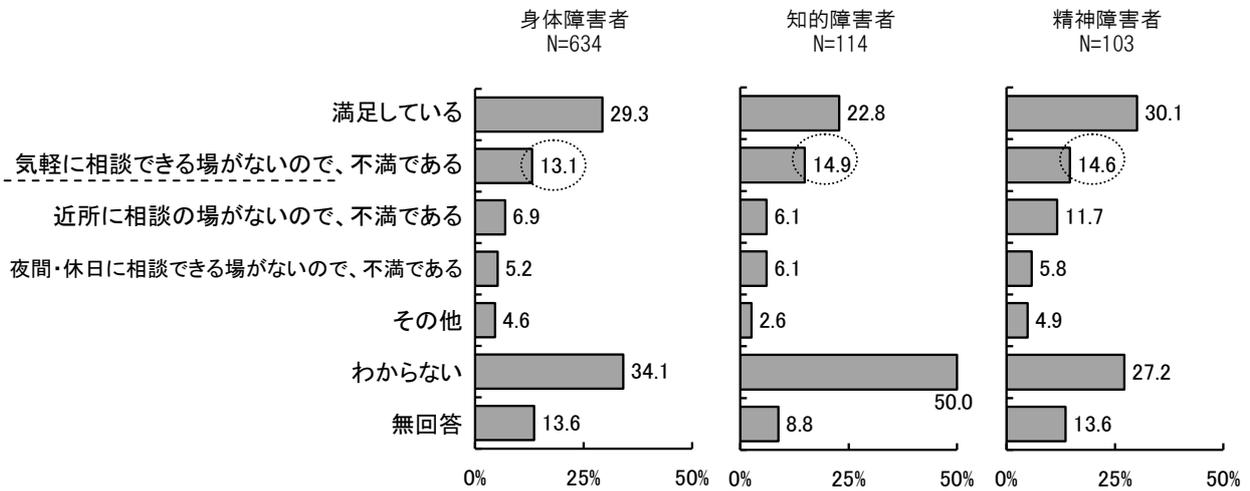
今後の生活の場として自宅を希望している人が多く、在宅支援の一層の充実が必要となっています。しかし、障害の状況や生活環境の変化などにより、自宅での生活が難しくなった場合には、施設入所も一つの選択肢となってきます。また、現在、入所中の人にも今後も継続して施設で生活したいという人が多く、入所施設の整備も一つの課題となっています。

今後の日中の過ごし方については「わからない」との回答が多く、就労・就学だけでなく、自宅や施設での生活の中でも生きがいとなるような趣味の活動や交流の場を提供していくことも必要となっています。

5 相談ごとについて

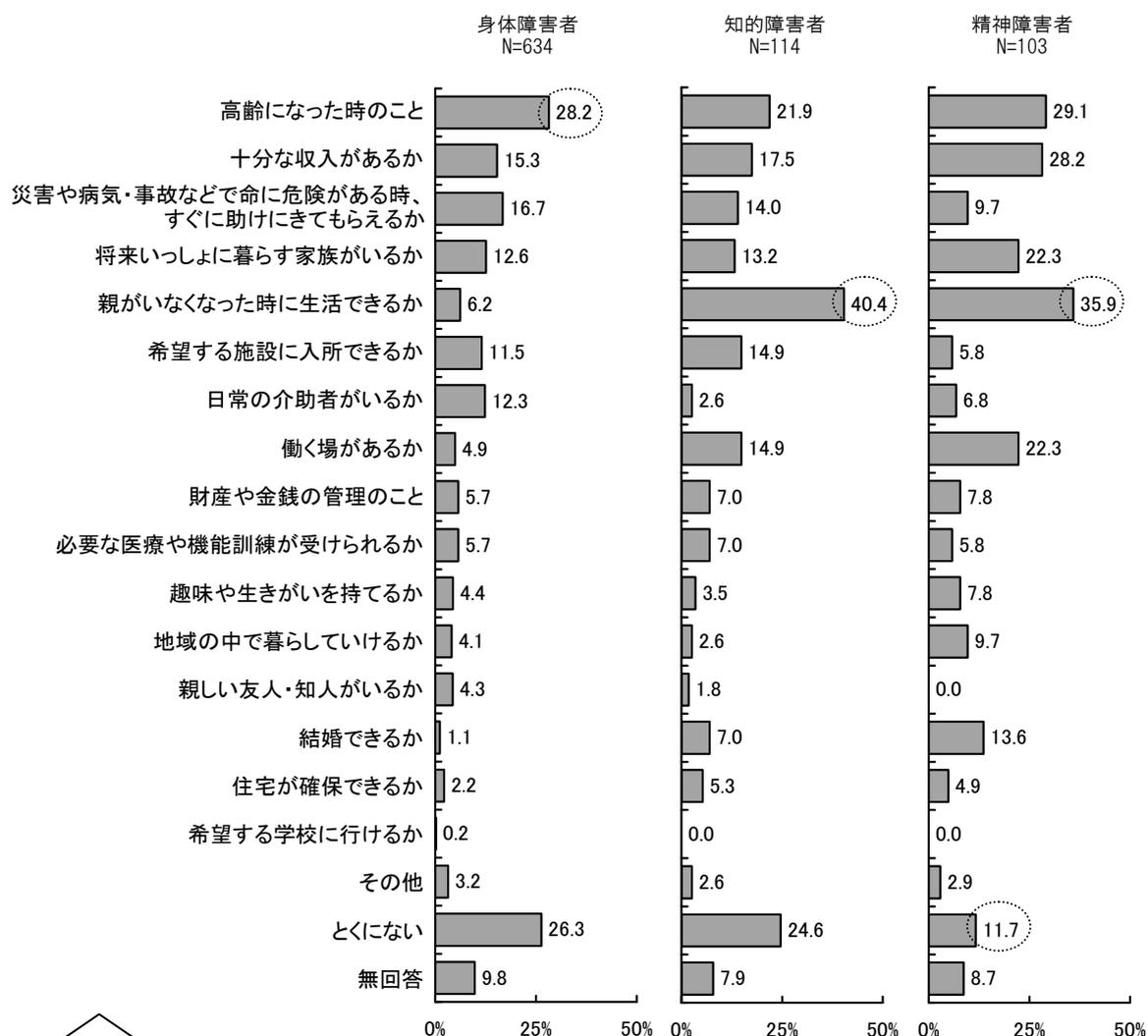
■ 相談体制の現状について ■

- どの障害においても、「わからない」が最も多くなっていますが、不満の内容として最も多いのは、どの障害においても、「気軽に相談できる場がないので、不満である」となっています。



■ 将来の悩みごと ■

- 身体障害者において「高齢になった時のこと」、知的障害者、精神障害者において「親がいなくなった時に生活できるか」が最も多くなっています。
- 身体障害者、知的障害者において2割以上が「とくにない」としている中、精神障害者においては約1割と少なくなっています。



課題

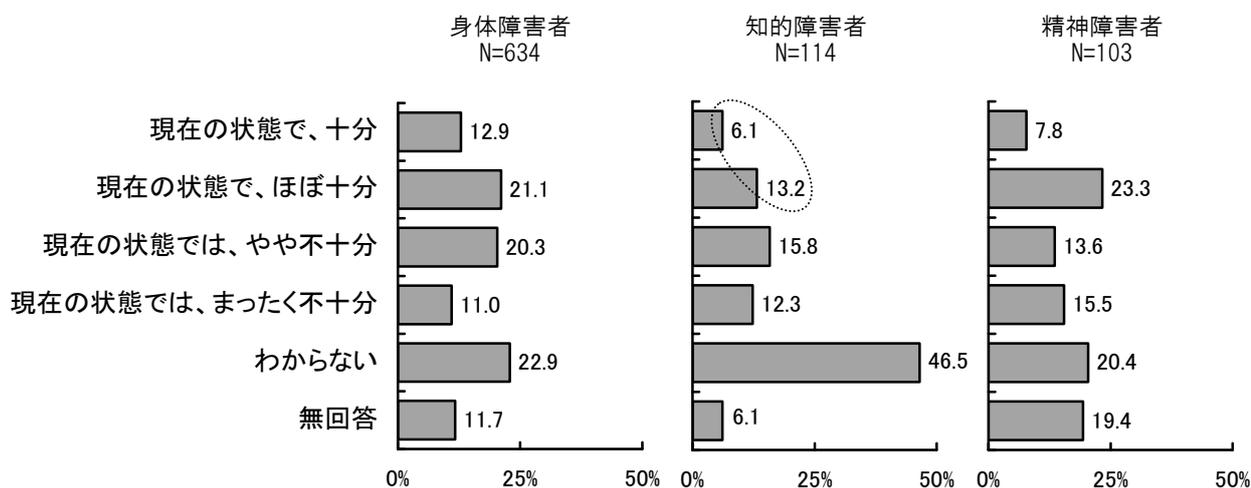
相談体制について「わからない」との回答が多く、相談窓口などの利用が十分に普及していないことが想定されます。家族や友人などに相談している人が多いと思われませんが、それでも解決できない場合には専門的な相談や支援が得られる場の利用が不可欠となります。利用のために必要になる相談窓口の設置場所や受付時間、電話相談の可否などといった情報の周知が必要です。

「気軽に相談できる場がないので、不満である」が1割以上あることから、話しやすい雰囲気をつくることや、相談内容は多岐にわたると想定されますが、できる限りその場で解決するためにも相談員の専門知識を向上させるなどといった取り組みが必要です。

6 情報収集について

■ 福祉に関する情報について ■

- 身体障害者、精神障害者において3割以上が『十分』（現在の状態で、十分+現在の状態で、ほぼ十分）としている中、知的障害者においては約2割となっています。『不十分』（現在の状態では、まったく不十分+現在の状態では、やや不十分）は、どの障害においても大きな差異はみられません。



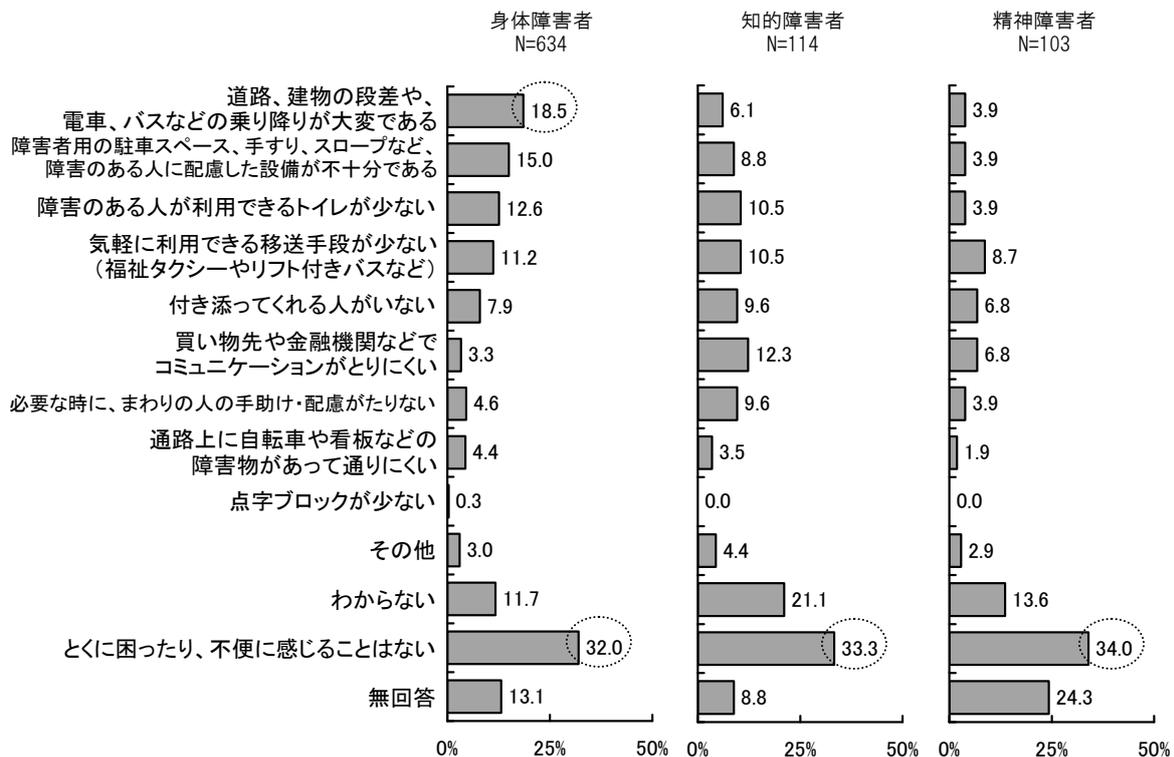
課題

福祉に関する情報量が『十分』だとする人は2～3割にとどまっており、知的障害者においては『不十分』が『十分』を上回っています。「わからない」という回答も全体的に多くなっていますが、現在の情報量では『十分』ではないことがうかがえます。今後、情報量を増やすためには、情報の提供媒体の増加や、障害の種類に合わせた提供手段の検討が必要です。また、わかりやすい言葉を選んだり、文字にルビをふったりするなど、原稿づくりの段階からの工夫も必要です。

7 外出の状況について

■ 外出時の困りごと ■

- どの障害においても、「とくに困ったり、不便に感じることはない」が3割以上で最も多くなっていますが、具体的な困りごととしては、身体障害者において「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」、知的障害者、精神障害者において「わからない」が最も多くなっています。



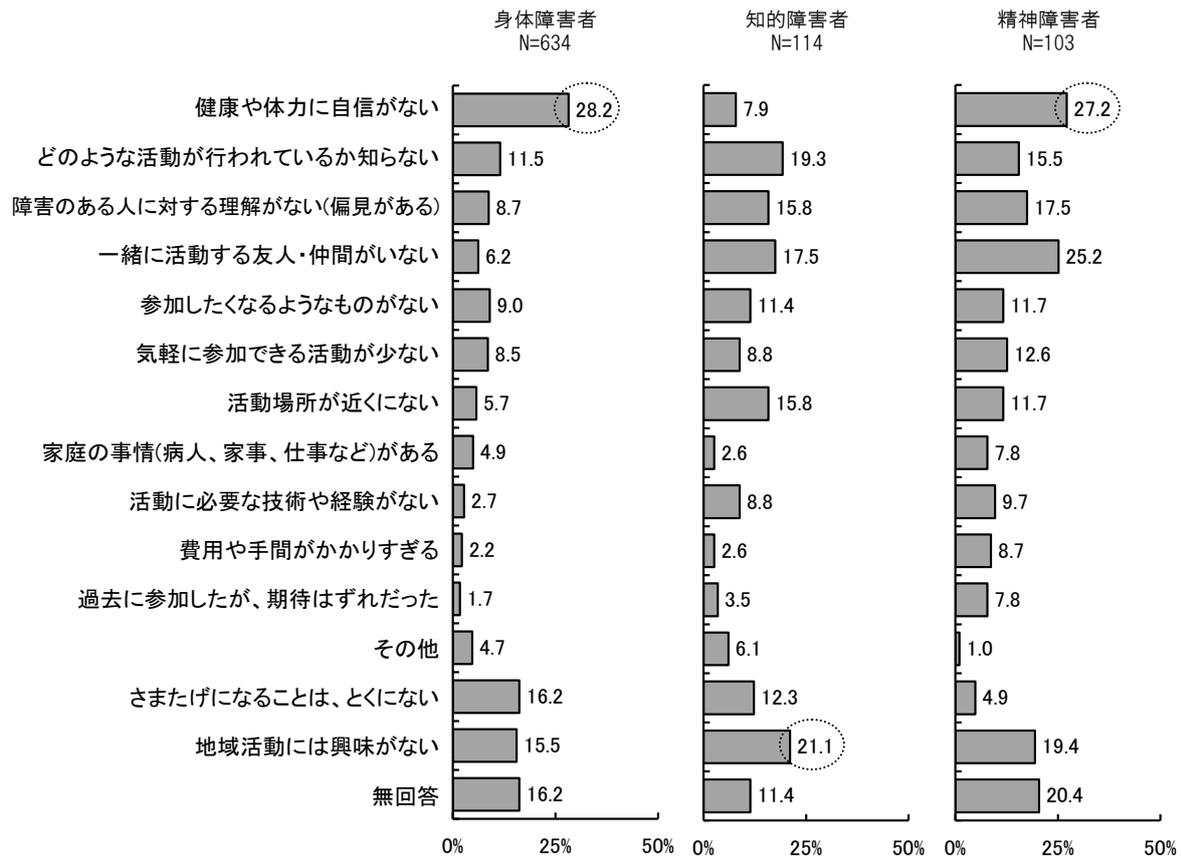
課題

外出時に「とくに困ったり、不便に感じることはない」という人が多くなっていますが、身体障害者においては「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」と約5人に1人が回答しています。小さな段差でも上るのが大変であったり、つまずいてしまったりといったことが考えられ、バリアフリーを徹底することが大切になっています。また、公共交通機関の利用が大変だと感じることで、外出を控え、引きこもりになってしまうことも想定されるため、公共交通機関ではバリアフリーの実施だけでなく、駅員・係員に乗降の支援を頼みやすい体制づくりなども必要となってきます。

8 地域とのかかわりについて

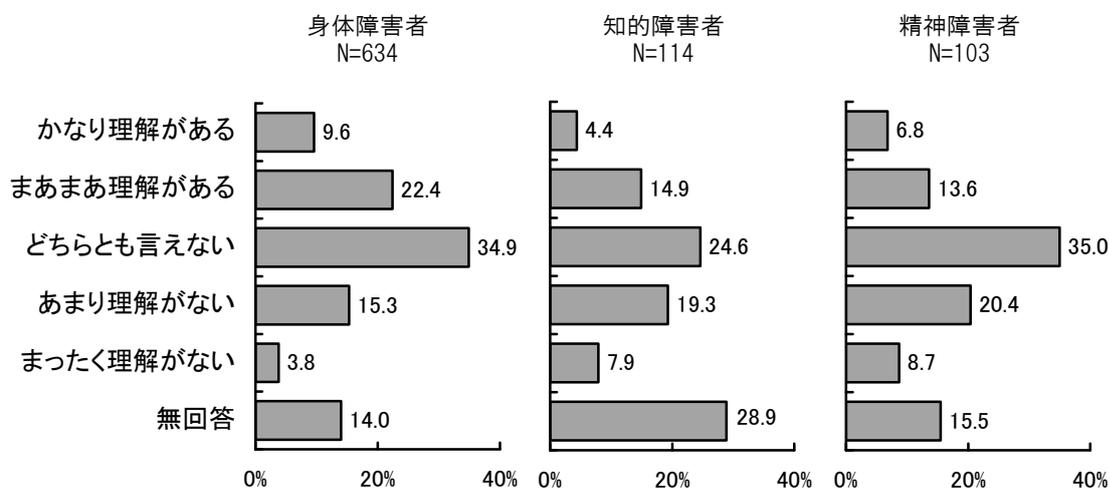
■ 地域活動へ参加する際の問題 ■

- 身体障害者、精神障害者において「健康や体力に自信がない」、知的障害者において「地域活動には興味がない」が最も多くなっています。
- 「さまたげになることは、とくにない」は、精神障害者において1割未満と少なく、さまたげになることがあると回答している人が他の障害より多くなっています。



■ 障害のある人への市民の理解 ■

- 知的障害者、精神障害者において約2割が『理解がある』（かなり理解がある＋まあまあ理解がある）としている中、身体障害者においては約3割と多くなっています。



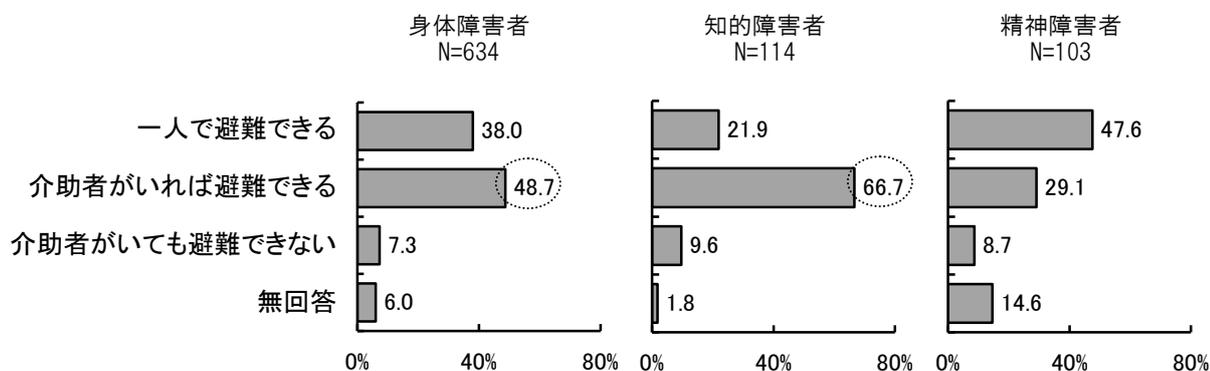
課題

地域活動へ参加する際の問題として、身体障害者、精神障害者において「健康や体力に自信がない」との回答が目立つことから、会場に休憩場所を設置したり、座ったままでも参加できる・楽しめる工夫を取り入れたりするなどといった取り組みが求められています。また、万が一、体調に不安を感じた時にすぐに対応してもらえる家族や友人、近所の人たちの参加も、障害のある人の不安を取り除くためには必要です。地域活動参加者全員が、障害のある人の参加に理解を示すことも障害のある人の参加率向上につながることから、地域活動時だけでなく、普段から啓発活動によって地域住民に障害のある人について理解してもらえるよう取り組んでいく必要があります。

9 災害時について

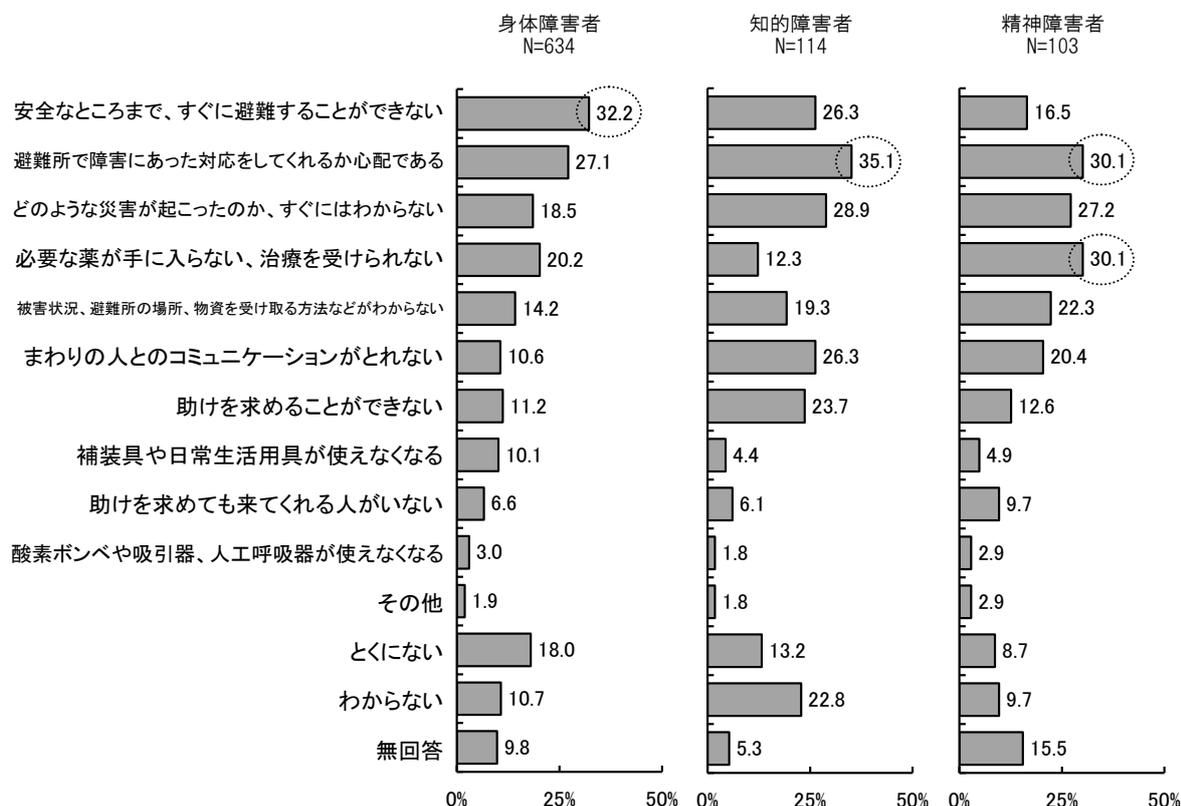
■ 災害時の避難の有無 ■

- 身体障害者、知的障害者において「介助者がいれば避難できる」、精神障害者において「一人で避難できる」が最も多くなっています。
- どの障害においても、「介助者がいても避難できない」は1割未満となっています。



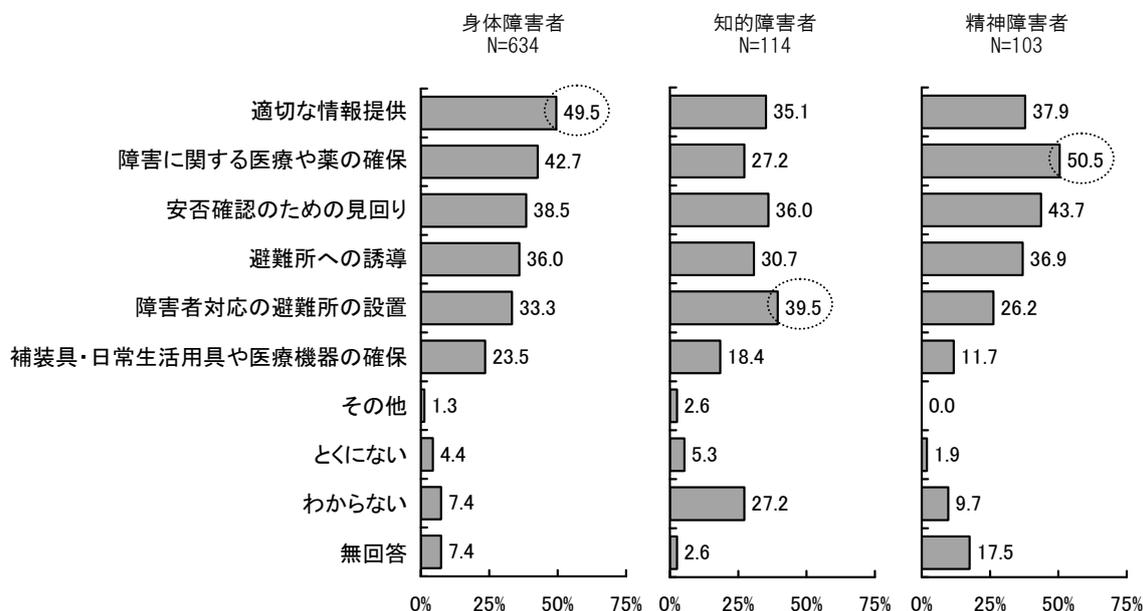
■ 災害時の困りごと ■

- 身体障害者において「安全なところまで、すぐに避難することができない」、知的障害者において「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」、精神障害者において「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が最も多くなっています。



■ 災害時に市に期待すること ■

- 身体障害者において「適切な情報提供」、知的障害者において「障害者対応の避難所の設置」、精神障害者において「障害に関する医療や薬の確保」が最も多くなっています。



課題

身体障害者、知的障害者の4割以上が避難するために介助を必要としています。災害時の困りごととしても、身体障害者において「安全なところまで、すぐに避難することができない」が第1位になっています。災害時の混乱を考えると、その場で避難できない障害のある人を把握することは難しいと想定できることから、事前に支援が必要な障害者をリストアップしておくことが、早期の避難支援に有効であると考えられます。

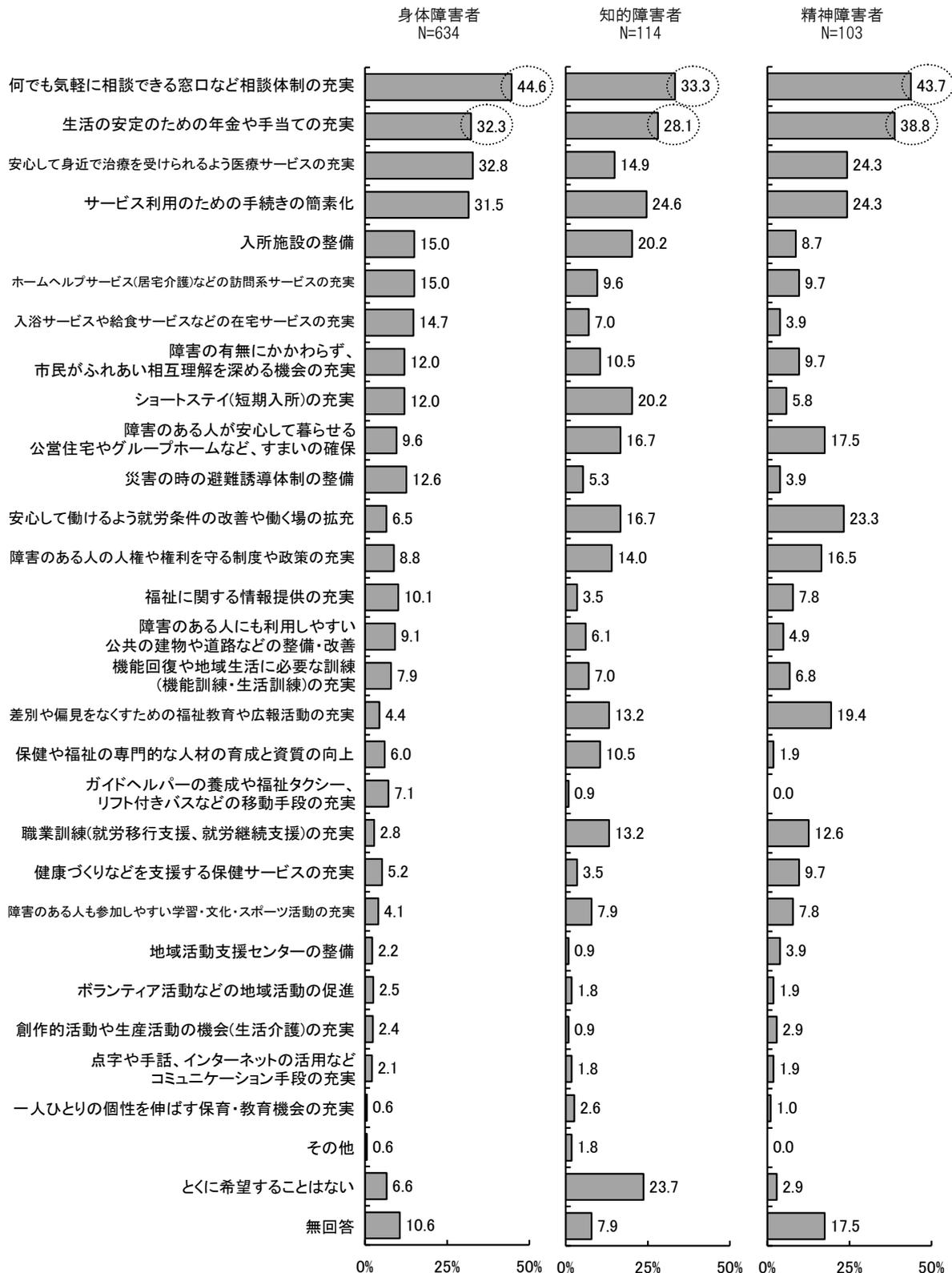
知的障害者、精神障害者においては、災害時の困りごととして「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」が多くなっています。災害時に大月市に期待することとしても、知的障害者において「障害者対応の避難所の設置」が第1位になっています。障害の程度によってはコミュニケーションがとれないために避難所での生活が苦痛であったり、他人と同じ空間で生活することができなかつたりするなどといったことが考えられます。また、避難所に避難することで他の避難者に迷惑がかかるといった理由で、自宅にとどまる家族が出ることも予想されるため、それぞれのケースに対応できる体制を事前に整備しておかなくてはなりません。

他にも災害時に市に期待することとして、「適切な情報提供」、「障害に関する医療や薬の確保」、「安否確認のための見回り」などが挙がっており、災害が起こってから行動するのではなく、事前にマニュアルを作成するなどといった体制整備が求められています。

10 今後の障害者施策

■ 障害者施策で望むこと ■

- どの障害においても、「何でも気軽に相談できる窓口など相談体制の充実」が最も多くなっています。また、「生活の安定のための年金や手当の充実」が、身体障害者の第3位、知的障害者、精神障害者の第2位と上位になっています。



課題

障害者施策で望むこととして、「何でも相談できる窓口など相談体制の充実」が最も多くなっています。相談内容が多岐にわたることや、相談者の都合などを考慮し、専門知識に長けている相談員の常駐や、夜間や休日の相談受付などが課題と考えられます。

また、身体障害者の第3位、知的障害者、精神障害者の第2位には「生活の安定のための年金や手当の充実」が挙がっており、障害者に対する経済的支援も、現在の経済水準に相応しいものにしていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の基本理念

わが国の障害のある人への様々な取り組みは、「障害者基本法」に基づき、“ノーマライゼーション*”と、“リハビリテーション*”の理念のもとに推進されています。

大月市においても、住み慣れた地域で、障害のある人もない人も心豊かな時間と生活を共有できるよう、“ノーマライゼーション”と“リハビリテーション”の理念をより一層具体化していくことを根底に据えて、きめ細かな福祉行政を推進していくとともに、市民の障害に対する理解を深め、地域で支え合いながら障害のある人の自立と社会活動を促進できる共生社会を目指して、第2次計画で掲げた以下の基本理念を、第3次計画においても継承します。

*** 基本理念 ***

～ とともに生きる喜びを
共有できるまち おおつき ～

ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそ本来あるべき社会であるとの考え方

リハビリテーション：障害のある人の身体的・精神的・社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がいのある人がそれぞれの年代のあらゆる生活場面において、その人らしく生きる権利の回復を図り、障がいのある人の自立と社会参加を目指すとの考え方

(2) 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 思いやりあふれる暮らしやすい共生のまちづくり

- 障害の有無に関わらず、お互いにささえあっていくことができる社会を実現するために、ノーマライゼーションの理念を市民全体に広めることで、障害者の社会参加が促進され、障害を理由にした差別や不利益を受けることのない地域づくりを目指します。【啓発・交流】
- だれもが気軽に外出し、地域で活動できるよう、歩道の段差解消などのユニバーサルデザインの考え方を活かした地域づくりを進めるとともに、防災体制についても充実を図り、地域住民と連携しながら、安心して暮らせる地域づくりに努めます。【生活環境・防災・防犯体制】

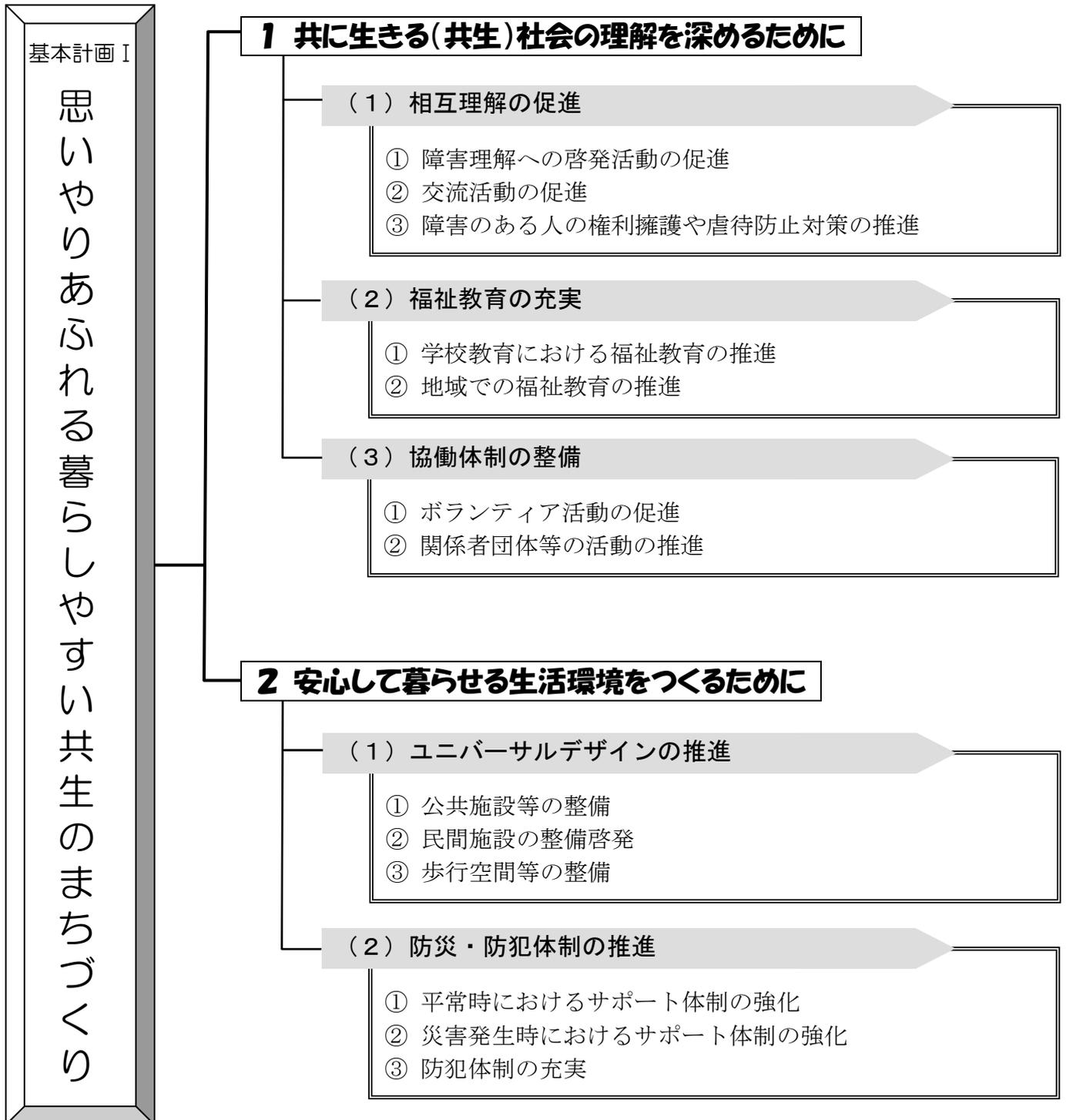
基本目標Ⅱ すべての人が安心してうるおいある生活ができるまちづくり

- 障害者が住み慣れた地域で、必要とするサービスを利用できるように、生活の場の確保に努めるとともに、障害の状態に応じたきめ細かなサービスの充実を図ります。また、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図り、地域全体で障害者とその家族を支援します。【生活支援】
- 住み慣れた地域で生きがいを持って過ごすために、福祉・保健・医療の連携を強化し、障害者に対して、適切な保健サービスやリハビリテーション等の包括的な支援を充実します。【保健・医療】

基本目標Ⅲ だれもが自分らしくいきいきと活動できるまちづくり

- 障害のある子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、個々の障害の状況に応じた最良の療育及び教育体制の充実にも努めるとともに、生涯にわたり多様な学習機会や社会参加の機会を提供することで、障害のある人の持てる力を十分に発揮することを促進し、障害のある人が自ら関心のある活動に積極的に参加して、多くの人とふれあい、ともに心豊かな時が過ごせるように支援します。【教育】
- 障害のある人がその能力や適性に応じて、個人の能力を発揮して働くことにより、経済的に自立し、自己実現を図るとともに社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。【就労・社会参加】

(3) 施策の体系



すべての人が安心して暮らしているおおいある生活ができるまちづくり

1 住み慣れた地域で豊かな生活を支えるために

(1) 福祉サービスの充実

- ① 訪問系・日中活動系サービスの充実
- ② 居住系サービスの充実
- ③ 難病・発達障害への支援
- ④ 福祉マンパワーの確保・育成

(2) 相談・情報提供体制の充実

- ① 総合的な相談支援体制の充実
- ② 情報提供体制の充実
- ③ 東部圏域自立支援協議会の機能強化

(3) 生活安定施策の充実

- ① 手帳取得の啓発
- ② 経済的支援制度の利用促進
- ③ 医療費助成制度の充実

2 住み慣れた地域で健やかに安心できる生活を支えるために

(1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療の推進

- ① 障害の原因となる傷病の予防の推進
- ② 障害の早期発見・早期治療の推進

(2) リハビリテーションと地域医療体制の整備

- ① リハビリ体制の充実
- ② 医療関係機関との連携強化

1 1人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

(1) 乳幼児期の療育支援の充実

- ① 療育・就学相談の充実
- ② 障害児保育の充実
- ③ 保育環境の整備・充実

(2) 学齢期における教育・療育の充実

- ① 特別支援教育等の充実
- ② 教育相談・進路相談の充実
- ③ 教育環境の整備・充実

2 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

(1) 雇用の確保と就労の支援

- ① 雇用に関する理解と啓発の促進
- ② 雇用機会の拡大と充実
- ③ 福祉的就労への支援の充実

(2) 社会参加の促進

- ① 参加機会・情報提供の充実
- ② 施設・設備の整備の促進
- ③ 外出や移動等の支援の充実
- ④ 指導者の養成と人材の確保

第4章 基本計画

基本目標Ⅰ 思いやりあふれる暮らしやすい共生のまちづくり

1 共に生きる(共生)社会の理解を深めるために

障害のある人が、社会に参加し、いきいきとした生活を送るためには、周囲の人の理解を得ることが一つの大きな要素となります。社会参加とは、他人と協力しながら生きていくということであり、障害の有無に関わらず、お互いを理解することにより、差別や偏見のない、より充実した社会の実現が可能となります。そのためには、障害についての理解を深めるための啓発活動や交流活動、福祉教育、ボランティア活動の充実を図っていきます。

(1) 相互理解の促進

① 障害理解への啓発活動の促進

- ・ノーマライゼーションの浸透を促進するため、広報おおつき、市のホームページ、社協だより、パンフレットなどのあらゆる広報手段を通じて、計画的、継続的な障害理解に関する啓発活動を進めます。
- ・「障害者週間」(12月3日～12月9日)など、様々な機会をとらえ、障害のある人や関係団体と連携しながら、障害のある人等に対する理解を図るための継続的な啓発活動を推進します。
- ・障害のある人に対する理解を促進するために、国・県と連携しながら、企業や団体等に対して、障害のある人の実情などについてのPR活動を充実します。

② 交流活動の促進

- ・自治会が実施する事業の充実を支援するとともに、地域のお祭りや運動会等の行事へ障害のある人が積極的に参加していくことを働きかけていくことで、障害のある人に対する差別意識をなくし、正しい理解と認識の促進に努めます。
- ・障害者施設における各種行事への地域住民の参加を促進し、施設入所者への理解を深める交流機会の提供に努めます。
- ・啓発や社会参加を目的とした福祉行事が行われる際は、障害のある人が一人でも多く、参加できるように会場の設備や移動手段についての配慮を働きかけます。

③ 障害のある人の権利擁護や虐待防止対策の推進

- ・意思表示が困難な障害のある人の権利や財産の保全について、関係機関との連携のもと、その権利擁護の推進のため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知と活用を努めます。
- ・障害のある人が家庭や施設等で虐待や差別を受けることのないよう、平成24年10月1日より施行された障害者虐待防止法の周知に努め、市民に対する虐待防止等の啓発を行うとともに、地域住民やサービス事業者、関係機関等との連携により、万が一、虐待が生じた場合の早期発見や被害者の一時避難場所としての居室を確保するなど、虐待防止体制の整備を図ります。

(2) 福祉教育の充実

① 学校教育における福祉教育の推進

- ・学校（教育委員会）、社会福祉協議会、地域との連携により小中学校で福祉教育やボランティア活動を促進します。
- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流ができるよう、特別支援学校と地域の小・中・高等学校の児童・生徒との交流を促進します。

② 地域での福祉教育の推進

- ・障害理解について、すべて市民が十分な理解と認識を深められるよう、社会教育、生涯学習等の幅広い場での学習会を積極的に活用します。
- ・公民館など各地域の公共施設を利用して障害のある人と健常者の交流を図るとともに、交流活動に自主的に取り組むグループの育成に努めます。

(3) 協働体制の整備

① ボランティア活動の促進

- ・社会福祉協議会のボランティアセンターの機能を強化し、現在、福祉活動を行っているグループなどの紹介や講習会等を開催することにより、ボランティア活動への理解を深め、ボランティア層の拡大に努めます。
- ・既存のボランティア団体の活動が円滑に進むよう、ボランティアコーディネーターの育成を支援し、人材の専門化を図ります。
- ・障害のある人自身がボランティア活動に参加し、社会活動ができるよう支援します。

② 関係者団体等の活動の推進

- ・障害者手帳の交付時に障害者団体の活動状況を紹介したチラシの配布や、広報おおつきや市のホームページで障害者団体をPRし、障害のある人の団体への加入促進を支援します。
- ・障害者福祉の推進を目的に活動する団体に対して、運営等の支援を図るとともに、障害者団体が主催する講演会やレクリエーション事業など新たな自主的活動を支援し、活動の活性化を図ります。
- ・障害のある人を支援する活動を効率よく促進していくために、障害者団体及びボランティア団体などの各種団体の連携の強化を図ります。

2 安心して暮らせる生活環境をつくるために

社会参加を促進して、障害のある人も外出して、友人や知人と交流したり、買い物や趣味を楽しんだりすることが望ましいのですが、中には外出先での設備の不便さや、それに伴う身体の痛みなどによって外出を控えてしまう人もいます。その結果、自宅に引きこもる時間が増え、社会とのつながりが薄れることにより、生きがいのない生活を送ることになってしまうことも考えられるため、障害のある人でも外出しやすい環境となるように、公共施設や民間施設等のバリアフリー化、歩道の整備を推進し、外出しやすい環境を計画的に整えていきます。

また、障害のある人の中には、災害発生時などいざという時に、避難ができない、情報が入らない・情報を発信できない、自分で判断ができないなど、自らの身を守ることができない人もいます。障害のある人でも安全・安心な生活を送れる環境を整備するために、災害時要援護者避難支援マニュアルや災害時の障害者へのサポート体制などの整備にも取り組み、平常時から災害時に備えた対策を進めていきます。

(1) ユニバーサルデザインの促進

① 公共施設等の整備

- ・既存の公共施設にスロープ、障害者専用駐車場、案内標識、点字案内板等を、多くの市民が利用する施設から順次、整備できるよう各関係機関に働きかけます。
- ・新しく公共施設等を建築する際は、障害のある人も利用しやすい施設とするために、設備等に関する意見を取り入れる機会を拡大していきます。

② 民間施設の整備啓発

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」、「山梨県障害者幸住条例」の周知に努め、医療機関や金融機関等の不特定多数の人が利用する公共性の高い施設について、障害のある人が利用しやすいような施設整備の推進を指導します。

③ 歩行空間等の整備

- ・障害のある人の歩行の安全を確保するため、幹線道路における歩道の整備を検討し、進めていきます。
- ・障害のある人の屋外における活動範囲を拡大するために、公園の整備時には、障害者用トイレ等の設置を推進していきます
- ・鉄道駅舎(改札口、ホーム等)の改善、バス・電車の改良など、公共交通機関の改善を関係機関に要望します
- ・障害のある人の移動において、障害となる道路上の物品、看板、違法駐車等の排除を関係機関に申し入れるとともに、モラル向上を目的とした啓発を行なうなど、市民に協力を求めます。

(2) 防災・防犯体制の推進

① 平常時におけるサポート体制の強化

- ・地震、火災等の緊急時に備え、障害のある人もない人も総合防災訓練や地域での防災訓練への積極的な参加を呼びかけることにより、防災意識の向上を啓発し、自主的な救出・救護等の活動の充実を図ります。
- ・地域住民や障害者団体と連携して、個人情報取り扱いに細心の注意を払いながら、地域内の障害のある人の台帳整備・更新に努めるとともに、障害のある人や高齢者等が、災害時に迅速な避難、救助活動を行うことができるよう、災害時要援護者避難支援マニュアルを策定します。

② 災害発生時におけるサポート体制の強化

- ・災害時における市の体制及び消防署・警察署等の防災関係機関との連携を強化し、視覚障害者や、聴覚障害者への情報提供を推進し、災害発生後、早期に障害のある人への安全確保の対策が実施できる体制を構築します。
- ・障害のある人に配慮した避難地のバリアフリー化に努めるとともに、障害のある人に必要な生活用品について、障害者団体と協議を進め、計画的に避難生活用品の備蓄を進めます。
- ・障害のある人を含む要援護者に対して、状況に応じた社会福祉施設や医療機関等への2次的避難体制の整備など、災害時の支援体制づくりを推進します。

③ 防犯体制の充実

- ・地域において、すべての人が、安心・安全に暮らすことができるよう、地域の人々の協力によってつくる防犯体制の支援・指導に努めます。
- ・判断能力が十分でない方が、振り込め詐欺や消費者被害に遭わないよう、広報活動を強化するとともに、消費生活に関する相談活動や情報提供の充実に努めます。
- ・障害者団体や交通安全協会等の連携のもと、地域の交通安全教室等への参加を促し、障害のある人の交通安全対策を充実します。

1 住み慣れた地域で豊かな生活を支えるために

障害のある人が、住みなれた地域で生活をするためには、自宅や地域の入所施設で支援が受けられることがとても重要であるため、障害の状況や生活環境にあった選択ができるよう、様々な福祉サービスの充実に努めます。

障害のある人が必要なときに、自分の必要とするサービスを選択し、利用できるよう、また、情報の提供や適切な相談が受けられるよう相談体制及び情報提供体制の強化を図ります。

また、障害のある人の世帯は、長期にわたる介護・介助や就労状況により経済的基盤が弱い場合、安定した生活がおくれるよう経済的支援として、各種経済的支援制度の利用を促進するための普及・啓発を図ります。

(1) 福祉サービスの充実

① 訪問系・日中活動系サービス等の充実

- ・居宅介護をはじめとする訪問系のサービスの整備を促進するとともに、日常生活用具の利用促進や外出支援など、障害のある人が、可能な限り住み慣れた居宅において、家族とともに安心して生活を営んでいくために必要な在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ・障害のある人の自立と社会参加を促進するとともに、身体機能の維持向上を図るため、通所による日常生活訓練や就労支援等の日中活動系サービスの整備を促進します。
- ・短期入所及び日中一時支援事業の利用を啓発して、障害のある人の心身機能の向上及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- ・家庭での入浴が困難な重度の障害のある人に対して、入浴車による訪問入浴サービスの充実に努めます。

② 居住系サービスの充実

- ・在宅で生活することが困難な障害のある人が、夜間の生活の場として活用するとともに、地域社会で生活する障害のある人も身近なところで利用できるよう、入所施設サービスの活用を促進します。
- ・社会福祉法人や医療法人等のサービス提供事業者との連携を図りながら、必要に応じた介護・介助等のサービスを備えた従来のケアホームと一元化されたグループホームの整備の促進に努めます。
- ・地域生活に移行する際の生活の場の確保のため、グループホームの整備だけでなく、一般の賃貸住宅等も含めた様々な形態の住まいの情報収集、提供に努めます。

③ 難病・発達障害への支援

- ・自閉症等発達障害、高次脳機能障害、難病等に関する正しい理解を深める普及・啓発活動を充実するとともに、発達障害や難病等も障害福祉サービスの対象であることの周知を図り、それらの障害のある人とその家族等からの相談に応じて、適切なサービスが利用できるよう支援していきます。

④ 福祉マンパワーの確保・育成

- ・サービス提供事業者に対して、障害のある人等への対応に重要な役割を持つホームヘルパー、ガイドヘルパー、手話通訳者、要約筆記、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門職種の人材確保を働きかけます。
- ・ホームヘルパー等の技術を向上させるために、県などで実施する福祉研修会への積極的な参加促進を図ります。
- ・市の福祉に携わる職員のみならず、全職員に対して障害に対する理解を深め、職員の資質の向上に努めます。

(2) 相談・情報体制の充実

① 総合的な相談支援体制の充実

- ・障害のある人に、地域におけるきめ細かい対応を図るとともに、必要に応じて専門機関につなげることができるよう、福祉課、社会福祉協議会、サービス提供事業者、障害者団体、民生委員・児童委員及び教育関係機関等、関係各機関等の相互の連携を強化し、相談体制の充実に努めます。
- ・相談支援センターや関係各機関と連携して、休日・夜間の相談体制の充実に図ります。
- ・民生委員・児童委員の存在や相談・支援活動について広く周知を図り、より身近な地域での相談体制の充実に図ります。
- ・障害のある人や家族からの相談に対して適切なアドバイスができるよう、相談支援専門員のさらなる資質の向上のため、関係機関等で実施される研修等への積極的な働きかけを行います。
- ・障害のある人自身もしくはその家族が、仲間（ピア）として障害のある人からの相談を受け、問題解決につながる助言を行うピアカウンセリング（当事者相談員制度）の導入を検討します。

② 情報提供体制の充実

- ・障害のある人に多くの情報が提供されているインターネット、電子メール、携帯電話等のIT機器の活用による便宜性について周知を図り、利用の促進に努めます。また、市のホームページ等を障害のある人に対する利用しやすい情報提供手段として活用します。
- ・障害のある人の社会参加を促進するため、障害に応じた対人コミュニケーションに必要な支援事業及びサービスの利用促進を図ります。
- ・視覚に障害のある人や聴覚・言語機能に障害のある人などに対し意思伝達や情報収集を支援する日常生活用具や補装具を給付することにより、日常生活でのコミュニケーションを支援します。

③ 東部圏域自立支援協議会の機能強化

- ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障害のある人の地域生活への移行を推進するため、障害のある人のニーズに合わせ、複数のサービスを適切に結びつけて調整することや社会資源の改善・開発等を行う相談支援事業の充実を図るため、その中核的役割として自立支援協議会の機能の強化に努めます。

(3) 生活安定施策の充実

① 手帳取得の啓発

- ・各法に基づく福祉サービスを受けられるようにするために、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の取得について、各団体及び民生委員・児童委員等を通じて啓発を図ります。
- ・手帳交付時に、福祉サービスのパンフレット等を配布することで、福祉サービスの内容の周知を図ります。

② 経済的支援制度の利用促進

- ・各種支援制度について、障害者団体や民生委員・児童委員の協力による周知活動のほか、手帳取得者等希望者に各種サービスのしおりを配布するとともに市のホームページ等で情報提供を行い、各種支援制度の周知徹底を図ります。
- ・年金・手当の支給、税制上の特例、医療費助成等支援制度の充実拡大を図るよう他の市町村と連携し、国・県に要請します。

③ 医療費助成制度の充実

- ・障害のある人が安心して治療が受けられるよう、各種医療給付・医療費の公費負担制度の拡充を国・県などの関係機関に働きかけ、医療費の助成制度の充実に努めます。
- ・各種医療給付・医療費の公費負担制度の利用促進のための啓発に努めるとともに、申請の簡素化を図ります。

2 住み慣れた地域で健やかに安心できる生活を支えるために

障害の中には、予防できるものや早期に発見・治療できるものがあります。健康診査・健康相談を通じて障害の原因となる疾病を早期に発見することにより、疾病の重度化を防ぎ、結果として障害を予防することができます。また、健康診査の結果から障害を早期に発見し、早い内から治療することにより、障害の重度化を防ぐこともできます。より多くの人が健康診査を受けることで、予防、早期発見できる障害も多くなるため、健康診査の受診率向上を図るとともに、生活習慣病にならないための健康教育の充実に努めます。

また、既に障害がある人には、リハビリテーション体制を充実させることで、機能回復の推進に努めます。さらに、医療関係機関との連携を強化していくことで、障害のある人が適切な医療を受けられる環境を整えていきます。

(1) 障害の発生予防と早期発見・早期治療の推進

① 障害の原因となる傷病の予防の推進

- ・広報おおつきや保健活動推進員等を通して、障害を予防するための各種保健事業への参加を呼びかけ、障害予防知識や健康管理に関する情報の普及を促進します。
- ・障害発生の原因となる疾病等の適切な予防、及び早期発見・早期治療の推進を図り、出生から高齢期に至るまでの健康の保持・増進等のため、健康診査・健康相談等の各種施策を推進します。
- ・3大生活習慣病である脳血管障害等を中心に、健康診査の受診率の向上を図り、生活習慣病予防や早期発見に努めるとともに、早期治療により生活習慣病等による障害の予防、軽減化を図ります。また、生活習慣病の発症予防のための健康教育の充実に努めます。

② 障害の早期発見・早期治療の推進

- ・障害の発生・重度化を防ぐため、健康診査の結果、保健指導が必要な人に対し、それぞれのライフステージに対応した保健指導や訪問指導などの事後指導を充実します。
- ・発達の遅れや障害のおそれのある子どもに対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やその他の関係機関との連携を強化し、専門的人材の確保に努め、相談・指導を充実するとともに、近隣市町と協力して、地域療育体制の整備充実に努めます。

(2) リハビリテーションと地域医療体制の整備

① リハビリ体制の充実

- ・障害のある人が健康に生活するためには、機能回復を推進したり、障害の進行の防止を図るリハビリテーションの推進が必要のため、リハビリテーション施設において精神的な支えと社会的な支援体制の充実を図り、適切なリハビリテーションを受けることができる体制を充実します。

② 医療関係機関等との連携強化

- ・市内の医療機関において、障害のある人が安心して適切な医療が受けられるよう、受診しやすい環境の整備促進に努めるとともに、地域医療機関と広域を含めた専門医療機関の障害者医療体制の連携強化を図ります。
- ・地区ごとに自治会を中心に地域活動を充実させ、行政と地域が一体となった保健活動を活発に展開します。

基本目標Ⅲ だれもが自分らしくいきいきと活動できるまちづくり

1 1人ひとりに応じた保育・教育を進めるために

障害のある子どもたちが、適切な保育・教育を受けるためには、子どもたちに関係する機関がそれぞれ協力することにより、1人ひとりのニーズに合った支援を長期にわたり継続していくことが必要です。

未就学児は、保育所などで交流保育を行い、就学に向けた準備期間に入りますが、この時期から進学先の学校との連携を図り、家族からの相談に対応できる体制を充実していきます。

児童・生徒においては、特別支援教育を充実させ、1人ひとりにあった支援体制の構築を目指します。周囲の環境として教育相談の場を充実させたり、教職員や障害のない子どもの理解促進に努めたりすることで、より充実した就学環境の整備をしていきます。

(1) 乳幼児期の療育支援の充実

① 療育・就学相談の充実

- ・医療、保健、福祉、教育が連携し、早期発見、早期療育、母親相談、統合・交流保育の機会拡大、就学相談等の一貫した協力体制の充実を図ります。

② 障害児保育の充実

- ・障害のある未就学児が、保育所、幼稚園で共に学び遊ぶ「交流保育（ふれあい保育）」「統合保育」を一層推進します。さらに、特別支援学級等を置く小・中学校との連携協力等を図るなど、一貫した障害のある子どもへの保育・教育の充実を図ります。
- ・保育や教育に携わる担当者が特別支援保育会議を開催し、家族との関わり方の理解や方法等についての研修を行うことで、療育指導のさらなる実を図ります。

③ 保育環境の整備・充実

- ・障害のある未就学児に利用しやすい保育所や幼稚園となるよう施設整備の支援に努めます。
- ・障害のある未就学児受け入れを容易にし、保育環境を充実することを支援するために、保育施設などの運営に必要な助成等を行います。

(2) 学齢期における教育・療育の充実

① 特別支援教育等の充実

- ・各市立学校に特別支援教育コーディネーターを配置し、児童・生徒の障害の程度に応じた個別の指導計画を作成するなど、特別支援教育の充実を図ります。特に、学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備を促進します。
- ・校内の行事や日常的な機会をとらえ、児童・生徒同士の交流を図るとともに、保護者同士の交流も促進します。
- ・障害のある児童の放課後活動の場である放課後デイサービスの整備を推進し、障害のある児童の集団生活と健全育成の場の充実に努めます。

② 教育相談・進路相談の充実

- ・児童・生徒の心身の発達や障害の軽減、家庭及び学校などでの生活上の諸問題に対応するために教育や保育、福祉の関係機関が連携した教育相談をさらに充実させます。
- ・教職員に対して、障害のある人への理解促進のための啓発を図ります。
- ・障害の状況に応じた適切な教育を行うため、育成学級の充実や特別支援（盲・ろう・養護）学校への適切な就学指導に努めます。
- ・障害のある子どもとない子どもとが、自然に相互理解できる教育を推進するため、児童・生徒の教育に関わる人材に研修などを行い、指導力のさらなる向上を図るとともに、通常教育環境の中に補助的な教職員の配置を検討し、問題を専門的にサポートできる環境を整備に努めます。

③ 教育環境の整備・充実

- ・障害のある児童・生徒が、小・中学校で教育を受けやすくするため、施設の整備を進めます。

2 自分らしくいきいきと社会や地域で活動するために

障害がある人にとって就労は、社会参加という面でとても大きな役割を果たします。しかし、現状では障害がある人の就労状況は芳しくなく、喫緊の課題となっています。企業・事業所には、障害がある人への理解を啓発し、障害がある人の雇用を促進します。障害がある人は、事前に就労訓練を行うなどして、就労ということに慣れることで、職場への定着を目指します。また、一般就労が困難な障害がある人に対しては、就労継続支援事業所等の支援を充実させていきます。

社会活動・地域活動としてのスポーツ・レクリエーションなどのイベント、趣味の講座などへの参加を通じて、障害がある人に社会に参加してもらうために、内容の見直しや、情報提供、参加時の外出支援による参加率の向上を図ります。

(1) 雇用の確保と就労の支援

① 雇用に関する理解と啓発の促進

- ・障害のある人の雇用について、大月公共職業安定所等が事業者に対して行う啓発活動に協力し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率が下回る企業・事業所については、改善するように、関係機関を通じて働きかけます。
- ・障害のある人が定着して就労できるよう、労働環境の改善、職場・職種の開発など働く場の拡大や環境の改善を関係機関等に働きかけます。
- ・職場適応訓練などの手当を雇用主へ支給する各種助成金制度の活用を図る啓発を行います
- ・市役所等の公共機関において、障害のある人の雇用を計画的に推進するとともに、雇用職域の拡大を図ります。

② 雇用機会の拡大と充実

- ・企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う就労移行支援事業の積極的な活用を支援します。
- ・障害のある人及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害の特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチ*の活用について働きかけます。
- ・地元企業・事業所に対して、トライアル雇用*制度の活用に関する情報提供を行い、就労体験機会の拡大を図ります。

*ジョブコーチ:障害のある人が職場の習慣や人間関係に適応し働いていくため、作業工程の工夫、作業指導の方法などを助言するとともに、通勤時、就労時などのサポートをする。

*トライアル雇用:有給の有期契約による試行雇用。この期間に企業は適性を見極めるとともに、障害のある人も仕事や職場について知ることができるため、双方にとってメリットがあり、障害のある人の雇用を促進することができる。

③ 福祉的就労への支援の充実

- ・働く意志がありながら一般就労の困難な障害のある人に対し、生活指導、作業指導を行い、社会的自立を図るための就労継続支援事業所の整備促進を図ります。
- ・在宅の障害のある人の地域に密着した就労の場を確保するため、地域活動支援センターの支援内容の充実を促進します。
- ・障害者優先調達推進法に基づき、本市における物品の購入や委託について障害者支援施設等への発注を推進し、障害者支援施設等における業務の受注確保を支援します。

(2) 社会参加の促進

① 参加機会・情報提供の充実

- ・障害のある人が積極的に社会活動に参加できるよう、県、社会福祉協議会、障害者団体等が主催する文化事業、スポーツ・レクリエーション大会等の情報提供を充実するとともに、必要に応じて事業内容等を見直し、参加機会の拡充を図ります。
- ・障害のある人の学習する意識を啓発し、社会参加を促進するとともに、心豊かに生活するための趣味等の講座の充実を図ります。また、ともに学習する意識を啓発し、学習機会の拡充に努めます。
- ・視覚に障害のある人を対象にした点字・テープ等による方法や、障害者団体の発行する機関誌に掲載を依頼するなど、障害のある人へ生涯学習情報の提供の充実を図ります。
- ・選挙や政治活動において、障害のある人が障害のない人との格差が生じないよう情報提供を行うとともに、投票所のバリアフリー化を引き続き進めます。

② 施設・設備の整備の促進

- ・障害のある人に配慮して整備されている公共スポーツ施設を積極的に広報し、利用促進を図るとともに、まだ未整備の施設については、障害者団体や関係機関と調整しながら、計画的な整備に努めます。

③ 外出や移動等の支援の充実

- ・障害のある人の社会参加や余暇活動を促進させるために、個別支援とグループ支援による移動支援事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。
- ・障害のある人の移動支援としての運賃等の助成や割引制度に関する周知を図り、利用促進に努めるとともに、国や関係機関に、鉄道、バス、国内空港運賃等の各種料金等の軽減について、より一層充実するよう要請していきます。
- ・身体障害者の社会参加の促進と日常生活の利便を図るため、自動車の免許を取得したものに対し、その費用の一部を補助する自動車運転免許取得費助成事業の充実を図ります。

④ 指導者の養成と人材の確保

- ・障害のある人の学習、文化、スポーツ活動の振興を図るために、市民ボランティアを育成するとともに、障害のある人に対する理解や指導ができる指導員の確保・育成を促進します。

第5章 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画を推進し、障害のある人が住み慣れた地域でともに生活し、活動できる社会を実現していくためには、行政による対応だけでなく、市民をはじめ、障害者団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの多くの地域関係団体・機関の参加と行動が不可欠です。それらの関係団体・機関と相互に連携を図り、計画を推進していきます。

また、障害福祉に関するサービスや事業の利用は、市町村の境界を越えて行われることも多いことから、本計画に基づく障害者施策の推進にあたっては広域的な観点から取り組む必要があります。

さらに、障害者福祉施策に関する法や制度の見直しなど、国や県レベルの課題については、近隣市町村との連携のもと、積極的に提言や要望を行っていくとともに、障害福祉に関する予算の確保について、機会を捉えて国や県に引き続き要望していきます。

(2) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の施策の進捗状況にあたっては、福祉課が中心となり、各年度末にそれぞれの施策の取り組み状況の検証を行い、それらを踏まえながら、施策・事業の適時の見直しや次期計画の内容などに反映させていきます。